

「ごみゼロ社会実現プラン」数値目標の見直しについて（案）

1 ごみの減量化

①発生・排出抑制に関する目標

○家庭系ごみ：最終目標は現行どおりとし、中期目標をより高い目標に見直す

○事業系ごみ：中期及び最終目標をより高い目標に見直す

〔現行プラン〕

指 標 名	中期目標(2015年度)	最終目標(2015年度)
ごみ排出量削減率 $\left(\frac{2002 \text{ 年度県内における総ごみ排出量} - \text{目標年度における県内総ごみ排出量}}{2002 \text{ 年度県内総ごみ排出量}} \right)$	家庭系ごみ 13% 事業系ごみ 13% (対 2002 年度実績) 【参考】2002 実績 2015 目標 家庭系 535 千t→466 千t 事業系 252 千t→219 千t	家庭系ごみ 30% 事業系ごみ 30% (対 2002 年度実績) 【参考】2002 実績 2025 目標 家庭系 535 千t→375 千t 事業系 252 千t→176 千t



〔見直し(案)〕

指 標 名	中期目標(2015年度)	最終目標(2015年度)
ごみ排出量削減率 $\left(\frac{2002 \text{ 年度県内における総ごみ排出量} - \text{目標年度における県内総ごみ排出量}}{2002 \text{ 年度県内総ごみ排出量}} \right)$	家庭系ごみ <u>20%</u> 事業系ごみ <u>35%</u> (対 2002 年度実績) 【参考】2002 実績 2015 目標 家庭系 535 千t→ <u>429</u> 千t 事業系 252 千t→ <u>164</u> 千t	家庭系ごみ 30% 事業系ごみ 44% (対 2002 年度実績) 【参考】2002 実績 2025 目標 家庭系 535 千t→375 千t 事業系 252 千t→142 千t

※ 2008 年度(確定値) 家庭系ごみ 7.4% 事業系ごみ 25.2% 減

※ 2009 年度(速報値) 家庭系ごみ 10.9% 事業系ごみ 29.5% 減

②資源の有効利用に関する目標

○最終目標は現行プランと同じとするが、中期目標は実態に合わせた目標に見直す(目標値を下げる)

○資源化率を参考指標として設定する

〔現行プラン〕

指 標 名	中期目標(2015年度)	最終目標(2015年度)
資源としての再利用率 $\left(\frac{\text{県内総ごみ排出量のうち、再利用率された量}}{\text{県内総ごみ排出量}} \right)$	30% 【参考】2002 実績 2015 目標 14.0% → 30%	50% 【参考】2002 実績 2025 目標 14.0% → 50%



〔見直し（案）〕

指 標 名	中期目標(2015 年度)	最終目標(2015 年度)
資源としての再利用率 $\left(= \frac{\text{県内総ごみ排出量のうち、再利用された量}}{\text{県内総ごみ排出量}} \right)$	<u>22%</u> 【参考】2002 実績 2015 目標 14.0% → 22%	50% 【参考】2002 実績 2025 目標 14.0% → 50%

※資源としての再利用率：2009 年度（速報値）13.3%，2008 年度（確定値）14.4%

※資源化率：2009 年度（速報値）30.0%，2008 年度（確定値）31.0%

③ごみの適正処分に関する目標

○最終目標は現行どおりゼロをめざし、中期目標はより高い目標に見直す

〔現行プラン〕

指 標 名	中期目標	最終目標
ごみの最終処分量 $\left(= \frac{\text{県内総ごみ排出量のうち、最終処分された量(災害等特殊要因によるものを除く)}}{\text{県内総ごみ排出量}} \right)$	76千トン 【参考】2002 実績 2015 目標 151千トン → 76千トン	0トン 【参考】2002 実績 2025 目標 151千トン → 0トン



〔見直し（案）〕

指 標 名	中期目標	最終目標
ごみの最終処分量 $\left(= \frac{\text{県内総ごみ排出量のうち、最終処分された量(災害等特殊要因によるものを除く)}}{\text{県内総ごみ排出量}} \right)$	55千トン 【参考】2002 実績 2015 目標 151千トン → 55千トン	0トン 【参考】2002 実績 2025 目標 151千トン → 0トン

※ 2009 年度（速報値） 64,586 t , 2008 年度（確定値） 69,664 t

2 多様な主体の参画・協働

○いずれの項目も最終目標及び中期目標ともに現行プランと同じとする

指 標 名 (2004 年度実績値)	数値目標		
	短期 (2010 年度)	中期 (2015 年度)	最終目標 (2025 年度)
④ものを大切に長く使おうとする県民の率(58.2%)	80%	90%	100%
⑤環境に配慮した消費行動をとる県民の率(39.4%)	60%	90%	100%
⑥食べ物を粗末にしないよう心がけている県民の率(38.5%)	60%	90%	100%
⑦ごみゼロ社会実現プランの認知率(ー)	90%	100%	100%

※ 2007 年度 ④58.3% ⑤40.2% ⑥40.6% ⑦45.6%

2010 年度 ④59.4% ⑤41.3% ⑥47.3% ⑦36.8%

3 ごみ処理に伴う環境負荷の抑制に関する目標

市町等の廃棄物焼却施設（RDF施設を含む）の中間処理過程から発生する温室効果ガス排出量を新たに指標として設定することを検討する。

ごみゼロ社会実現プランの推進に係る取組について

【ごみの減量化】

①発生・排出抑制に関する目標

〔現行プラン〕

指標名	中期目標	最終目標
ごみ排出量削減率 $\left(\frac{2002 \text{ 年度県内における総ごみ排出量} - \text{目標年度における県内総ごみ排出量}}{2002 \text{ 年度県内総ごみ排出量}} \right)$	家庭系ごみ 13% 事業系ごみ 13% (対 2002 年度実績) 【参考】2002 実績 2015 目標 家庭系 535 千t→466 千t 事業系 252 千t→219 千t	家庭系ごみ 30% 事業系ごみ 30% (対 2002 年度実績) 【参考】2002 実績 2025 目標 家庭系 535 千t→375 千t 事業系 252 千t→176 千t



○発生・排出抑制は既に短期目標を達成しているため、最終目標を上乗せしてより高い数値目標を目指す。

〔見直し(案)〕

指標名	中期目標	最終目標
ごみ排出量削減率 $\left(\frac{2002 \text{ 年度県内における総ごみ排出量} - \text{目標年度における県内総ごみ排出量}}{2002 \text{ 年度県内総ごみ排出量}} \right)$	家庭系ごみ <u>20%</u> 事業系ごみ <u>35%</u> (対 2002 年度実績) 【参考】2002 実績 2015 目標 家庭系 535 千t→ <u>429</u> 千t 事業系 252 千t→ <u>164</u> 千t	家庭系ごみ 30% 事業系ごみ 44% (対 2002 年度実績) 【参考】2002 実績 2025 目標 家庭系 535 千t→375 千t 事業系 252 千t→142 千t

<家庭系ごみ削減の取組>

基本方向 3 リユース(再使用)の推進

- 3-1(1) フリーマーケット等の開催
- 3-1(2) 不用品リサイクル情報の提供及び利用促進の仕組みづくり
- 3-1(3) 不用品再使用のための修理、リフォーム等の推進

基本的には現行の排出量削減効果の試算と同じ考え方をし、最終目標年度の排出量削減率は3.0%とする。

表 1 フリーマーケット等の開催による排出量削減の数値目標の見直し(案)

		短期 (2010年度)	中期(※1) (2015年度)	最終目標(※2) (2025年度)
現行の 目標	家庭系ごみ 排出量削減率	0.6%	1.5%	3.0%
	(削減量)	3.2千t	8.0千t	16.1千t
目標 見直し (案)	家庭系ごみ 排出量削減率	(0.06%)	<u>1.8%</u>	3.0%
	(削減量)	(0.3千t)	<u>9.6</u> 千t	16.1千t

注) () 内は 2008 年度実績値。

※1 中期は、最終目標(2025年度)の概ね60%を達成するものとした。

※2 目標見直し(案)は、現行のごみゼロ社会実現プランにおける数値目標と同じとした。

基本方向3 リユース（再使用）の推進

3-2(1) 既存のリターナブル容器製品のPR等利用促進

3-2(2) 新たなリターナブル容器システムの構築

現行の動きはリターナブルびん使用の縮小の方向に動いているが、生協におけるRびん、焼酎・日本酒業界における900ml及び720mlの統一規格びんの普及の動きもあり、基本的には現行の排出量削減効果の試算と同じ考え方をし、最終目標年度の排出量削減率は2.7%とする。

表2 既存のリターナブル容器製品のPR等利用促進等による排出量削減の数値目標の見直し(案)

		短期 (2010年度)	中期(※1) (2015年度)	最終目標(※2) (2025年度)
現行の 目標	家庭系ごみ 排出量削減率	0.5%	1.4%	2.7%
	(削減量)	2.7千t	7.5千t	14.5千t
目標 見直し (案)	家庭系ごみ 排出量削減率	(0.0%)	<u>1.6%</u>	2.7%
	(削減量)	(0.0千t)	<u>8.6千t</u>	14.5千t

注) () 内は2008年度実績値。

※1 中期は、最終目標(2025年度)の概ね60%を達成するものとした。

※2 目標見直し(案)は、現行のごみゼロ社会実現プランにおける数値目標と同じとした。

基本方向5 生ごみの再資源化

5-1(1) 家庭の生ごみ堆肥化システムの構築

○現在でも生ごみを処理している家庭数は増加しており、将来もこの傾向で増加した場合の普及家庭数を推定し、今後の数値目標の見直しを行った。

○最終目標年度(2025年度)の排出量削減量は9.4千tとし、削減率は2002年度の家庭系ごみ排出量(535,198t)の1.8%とした。

表3 家庭の生ごみ堆肥化システムの構築による排出量削減の数値目標の見直し(案)

		短期 (2010年度)	中期(※1) (2015年度)	最終目標(※2) (2025年度)
現行の 目標	家庭系ごみ 排出量削減率	0.1%	0.2%	0.4%
	(削減量)	0.5千t	1.1千t	2.1千t
目標 見直し (案)	家庭系ごみ 排出量削減率	(1.0%)	1.3%	1.8%
	(削減量)	(5.1千t)	7.0千t	9.4千t

注) () 内は2008年度実績値。

※1 中期は、最終目標(2025年度)の概ね70%を達成するものとした。

※2 目標見直し(案)は、最終目標(2025年度)の生ごみを処理している家庭数を52,869家庭と推計し、これらの家庭による排出量削減効果を9.4千t、平成14年度の家庭系ごみ排出量(535,198t)の1.8%とした。

基本方向6 産業・福祉・地域づくりと一体となったごみ減量化の推進

6-2(1) 障害者や高齢者の支援と連携したリサイクル事業の展開

6-3(1) 地域通貨の仕組みを活用したリサイクルの推進

7-3(1) 地域ニーズに対応した集団回収の促進

- 数値目標については、現行の排出量削減効果の試算の考え方を踏襲し、最終目標年度（2025年度）の排出量削減率は5.0%とする。
- しかし、県内の集団回収は停滞気味であり、役員の負担の軽減、地域団体未参加の住民が参加しやすい仕組み等、新しい集団回収システムの構築が必要である。

表4 地域ニーズに対応した集団回収の促進等による排出量削減の数値目標の見直し(案)

		短期 (2010年度)	中期(※1) (2015年度)	最終目標(※2) (2025年度)
現行の 目標	家庭系ごみ 排出量削減率	1.0%	2.5%	5.0%
	(削減量)	5.4千t	13.4千t	26.8千t
目標 見直し (案)	家庭系ごみ 排出量削減率	(0.0%)	<u>3.1%</u>	5.0%
	(削減量)	(0.0千t)	<u>16.6千t</u>	26.8千t

注) ()内は2008年度実績値。

※1 中期は、最終目標(2025年度)の概ね60%を達成するものとした。

※2 目標見直し(案)は、現行のごみゼロ社会実現プランにおける数値目標と同じとした。

基本方向7 公正で効率的なごみ処理システムの構築

7-1(2) 家庭系ごみの有料化導入にあたっての諸手続の実施

7-1(3) 家庭系ごみ有料化制度の検証

7-1(4) 家庭系ごみ有料化制度の導入

4-2(2) 容器・包装の削減・簡素化を促す消費活動の実践

- 今後有料化制度導入を検討している市町全てが有料化制度を最終目標(2025年度)までに導入した場合の排出量削減率を名張市、鳥羽市、伊賀市の3市の平均削減率11.5%を用いて試算すると、削減率10.6%(削減量57千t)となる。
- 数値目標については、現行のごみゼロ社会実現プランの排出量削減効果の最終目標を(2025年度)を見直し、今後有料化制度の導入を検討している市町がすべて有料化制度を導入した場合の削減率を上記から11%(2002年度のごみ排出量535,198tに対しては58.9千t)と設定した。
- 有料化制度の導入については、現行のみゼロ社会実現プランの短期目標と比べて、やや遅れている。ごみ排出量をプランの目標どおり削減していくためには、減量効果の大きい有料化制度の導入に向けて取組を強化していく必要がある。

表5 家庭系ごみ有料化制度の導入等による排出量削減効果の数値目標の見直し(案)

		短期 (2010年度)	中期(※1) (2015年度)	最終目標(※2) (2025年度)
現行の 目標	家庭系ごみ 排出量削減率	2.6%	6.5%	13.0%
	(削減量)	13.9千t	34.8千t	69.6千t
目標 見直し (案)	家庭系ごみ 排出量削減率	(1.2%)	<u>6.7%</u>	11.0%
	(削減量)	(6.3千t)	<u>35.9千t</u>	58.9千t

注) () 内は2008年度実績値。

※1 中期は、最終目標(2025年度)の概ね60%を達成するものとした。

※2 目標見直し(案)は、今後有料化制度の導入を検討している市町がすべて有料化制度を導入した場合の削減率を11%(平成14年度のごみ排出量535,198tに対しては58.9千t)と設定した。

基本方向8 ごみ行政への県民参加と協働の推進

8-2(1) レジ袋ないない活動の展開

数値目標については、現行の排出量削減効果の試算と同じ考え方をし、最終目標(2025年度)の排出量削減率は1.5%とする。

表6 レジ袋ないない活動の展開による排出量削減の数値目標の見直し(案)

		短期 (2010年度)	中期(※1) (2015年度)	最終目標(※2) (2025年度)
現行の 目標	家庭系ごみ 排出量削減率	0.3%	0.8%	1.5%
	(削減量)	1.6千t	4.3千t	8.0千t
目標 見直し (案)	家庭系ごみ 排出量削減率	(1.3%)	1.4%	1.5%
	(削減量)	(6.7千t)	7.5千t	8.0千t

注) () 内は2008年度実績値。

※1 中期は、最終目標(2025年度)の概ね90%を達成するものとした。

※2 目標見直し(案)は、現行のごみゼロ社会実現プランにおける数値目標と同じとした。

基本方向9 ごみゼロ社会を担うひとりづくり・ネットワークづくり

9-1 環境学習・環境教育の推進

今後の環境学習・環境教育の推進による、県民アンケート結果を活用し、発生抑制のための行動が県民に浸透することに伴うごみ排出量削減効果を4.3%と設定した。

表7 環境学習・教育の推進による排出量削減の数値目標の見直し（案）

		短期 (2010年度)	中期(※1) (2015年度)	最終目標(※2) (2025年度)
現行 の目標	家庭系ごみ 排出量削減率	—	—	—
	(削減量)	—	—	—
目標 見直し (案)	家庭系ごみ 排出量削減率	(3.8%)	3.9%	4.3%
	(削減量)	(20.9千t)	20.9千t	23.1千t

注) () 内は2008年度実績値。

※1 中期は、最終目標(2025年度)の概ね90%を達成するものとした。

※2 目標見直し(案)は、今後の環境学習・環境教育の推進による、発生抑制のための行動が県民に浸透することに伴うごみ排出量削減効果を4.3%とした。

<事業系ごみ削減の取組>

基本方向2 事業系ごみの総合的な減量化の推進

2-1(4) 適正なごみ処理料金体系の構築

適正なごみ処理料金体系の構築による排出量削減は、当初の目標よりも削減効果が大きく発揮されているため、最終目標(2025年度)は、現行ごみゼロ社会実現プランの最終目標に占める当取組の効果をさらに高め、2002年度の事業系ごみ排出量(251.7千t)の22.8%(57.4千t)を削減することとする。

表8 適正なごみ処理料金体系の構築による排出量削減の数値目標の見直し（案）

		短期 (2010年度)	中期(※1) (2015年度)	最終目標(※2) (2025年度)
現行の 目標	事業系ごみ 排出量削減率	2.8%	7.0%	14.0%
	(削減量)	7.0千t	17,6千t	35.2千t
目標 見直し (案)	事業系ごみ 排出量削減率	(10.2%)	<u>18.1%</u>	22.8%
	(削減量)	(25.7千t)	<u>45.6千t</u>	57.4千t

注) () 内は2008年度実績値。

※1 中期は、最終目標(2025年度)の概ね80%を達成するものとした。

※2 目標見直し(案)の最終目標は、2008年度の実績10.2%(25.7千t)を基礎として、これに今後の料金改定による削減効果12.6%(31.7千t)を上乗せして設定している。

基本方向2 事業系ごみの総合的な減量化の推進

2-2(1) 事業所内教育の推進

○事業所内教育による従業員へのごみ減量行動の実践行動の浸透を、新たに目標に係る減量効果が期待できる取組として設定する。最終目標(2025年度)は、2002年度の事業系ごみ排出量(251.7千t)の2.4%(6.0千t)を削減することとする。

表9 事業所内教育の推進による排出量削減の数値目標の見直し（案）

		短期 (2010年度)	中期（※1） (2015年度)	最終目標（※2） (2025年度)
現行 の目標	事業系ごみ 排出量削減率	—	—	—
	(削減量)	—	—	—
目標 見直し (案)	事業系ごみ 排出量削減率	(—%)	<u>1.9%</u>	2.4%
	(削減量)	(—千 t)	<u>4.8</u> 千 t	6.0千 t

注) () 内は2008年度実績値。

※1 中期は、最終目標（2025年度）の概ね80%を達成するものとした。

※2 目標見直し（案）の最終目標は、従業員の環境学習に取り組む事業所が増加し、それに伴いごみ減量に取り組む従業員が増え、新たに18千袋/週（県内全事業所総ごみ袋排出袋数753,771袋の2.4%）が削減されるものとして設定した。

基本方向2 事業系ごみの総合的な減量化の推進

2-2(2) ISO14001等環境マネジメントシステムの認証取得促進

(3) 自主情報公開制度の推進

環境マネジメントシステムの認証取得促進等により、ごみ減量の継続的取組を促すが、最終目標（2025年度）は、算定方法を変更したこともあり、現行ごみゼロ社会実現プランの最終目標に占める当取組の効果をやや下げて、2002年度の事業系ごみ排出量（251.7千t）の9.0%（22.8千t）を削減することとする。

表10 環境マネジメントシステムの認証取得促進等による排出量削減の数値目標の見直し（案）

		短期 (2010年度)	中期（※1） (2015年度)	最終目標（※2） (2025年度)
現行 の目標	事業系ごみ 排出量削減率	2.0%	5.1%	10.1%
	(削減量)	5.0千 t	12.8千 t	25.4千 t
目標 見直し (案)	事業系ごみ 排出量削減率	(0.9%)	<u>7.2%</u>	9.0%
	(削減量)	(2.3千 t)	<u>18.1</u> 千 t	22.8千 t

注) () 内は2008年度実績値。

※1 中期は、最終目標（2025年度）の実績と最終目標の差の概ね80%を達成するものとした。

※2 目標見直し（案）の最終目標は、ISO14001等認証取得事業所数を最終目標（2025年度）に6,000事業所に増やし、従業員のごみ減量に対する意識向上を図り、9.0%のごみ排出量の削減が達成できるものとした。

基本方向2 事業系ごみの総合的な減量化の推進

2-1(3) 事業系ごみ排出者の届出指導等

事業系ごみ排出者の届出指導等（古紙搬入規制）により、既存調査事例から最大4%の事業系ごみの削減ができるものとし、最終目標（2025年度）には、2002年度の事業系ごみ排出量（251.7千t）の4.0%（10.1千t）を削減するものとする。

表11 事業系ごみ排出者の届出指導等（古紙搬入規制）による排出量削減の数値目標の見直し（案）

		短期 (2010年度)	中期（※1） (2015年度)	最終目標（※2） (2025年度)
現行 の目標	事業系ごみ 排出量削減率	—	—	—
	(削減量)	—	—	—
目標 見直し (案)	事業系ごみ 排出量削減率	(—%)	<u>3.2</u> %	4.0%
	(削減量)	(—千t)	<u>8.1</u> 千t	10.1千t

注) () 内は2008年度実績値。

※1 中期は、最終目標（2025年度）の実績と最終目標の差の概ね80%を達成するものとした。

※2 目標見直し（案）の最終目標は、事業系ごみ排出者の届出指導等（古紙搬入規制）により県内全体で4.0%（10.1千t）のごみ排出量の削減が達成できるものとした。

基本方向3 リユース（再使用）の推進

3-2(2) リユースカップ・システム等の推進

数値目標については、現行の排出量削減効果の試算と同じ考え方をし、最終目標年度の削減率は0.2%とする。

表12 リユースカップ・システム等の推進による排出量削減の数値目標の見直し（案）

		短期 (2010年度)	中期（※1） (2015年度)	最終目標（※2） (2025年度)
現行の 目標	事業系ごみ 排出量削減率	0.0%	0.1%	0.2%
	(削減量)	0.0千t	0.3千t	0.5千t
目標 見直し (案)	事業系ごみ 排出量削減率	(0.0%)	0.1%	0.2%
	(削減量)	(0.0千t)	0.3千t	0.5千t

注) () 内は2008年度実績値。

※1 中期は、最終目標（2025年度）の実績と最終目標の差の概ね80%を達成するものとした。

※2 目標見直し（案）は、現行のごみゼロ社会実現プランにおける数値目標と同じとした。

<発生・排出抑制に関する目標のまとめ>

(1) 家庭系ごみのまとめ

これまでの数値目標検証の結果を反映して家庭系ごみ排出量削減の新しい数値目標（案）について以下にまとめた。最終目標（2025年度）は現行のごみゼロ社会実現プランの数値目標とし、中期（2015年度）については、ごみ排出削減目標では最終目標（2025年度）の概ね60%と設定した。

表13 家庭系ごみ排出量削減の数値目標のまとめ

		現行の目標			実績	新たな目標（案）		
		2010年度	2015年度	2025年度	2008年度	2015年度	2025年度	（割合）
フリーマーケット等の開催	削減率	0.6 %	1.5 %	3.0 %	0.06 %	<u>1.8</u> %	3.0 %	10%
	削減量	3.2 千t	8.0 千t	16.1 千t	0.3 千t	<u>9.6</u> 千t	16.1 千t	
既存のリターナル容器製品のPR等	削減率	0.5 %	1.4 %	2.7 %	0.0 %	<u>1.6</u> %	2.7 %	9%
	削減量	2.7 千t	7.5 千t	14.5 千t	0.0 千t	<u>8.6</u> 千t	14.5 千t	
家庭の生ごみ堆肥化システムの構築	削減率	0.1 %	0.2 %	0.4 %	1.0 %	1.3 %	1.8 %	6%
	削減量	0.5 千t	1.1 千t	2.1 千t	5.1 千t	7.0 千t	9.4 千t	
地域ニュースに対応した集団回収の促進	削減率	1.0 %	2.5 %	5.0 %	0.0 %	<u>3.1</u> %	5.0 %	17%
	削減量	5.4 千t	13.4 千t	26.8 千t	0.0 千t	<u>16.6</u> 千t	26.8 千t	
家庭系ごみの有料化	削減率	2.6 %	6.5 %	13.0 %	1.2 %	<u>6.7</u> %	11.0 %	37%
	削減量	13.9 千t	34.8 千t	69.6 千t	6.3 千t	<u>35.9</u> 千t	58.9 千t	
レジ袋ないない活動の展開	削減率	0.3 %	0.8 %	1.5 %	1.3 %	1.4 %	1.5 %	5%
	削減量	1.6 千t	4.3 千t	8.0 千t	6.7 千t	7.5 千t	8.0 千t	
環境学習・教育の推進	削減率	—	—	—	3.8 %	3.9 %	4.3 %	14%
	削減量	—	—	—	20.9 千t	20.9 千t	23.1 千t	
その他	削減率	0.9 %	0.1 %	4.4 %	0.0 %	0.2 %	0.7 %	2%
	削減量	4.8 千t	0.5 千t	23.5 千t	0.0 千t	1.1 千t	3.8 千t	
合計	削減率	6 %	13 %	30 %	7.4 %	<u>20</u> %	30 %	100%
	削減量	32.1 千t	69.6 千t	160.6 千t	39.3 千t	<u>107.2</u> 千t	160.6 千t	

(2) 事業系ごみのまとめ

- これまでの数値目標検証の結果を反映して新しい数値目標（案）について以下にまとめた。
- 最終目標（2025年度）の排出量削減の新たな目標は、現行のごみゼロ社会実現プランの目標30%に、外的要因に相当する14%を上乗せして44%、中期目標は最終目標の概ね80%と設定した。

表14 事業系ごみ排出量削減の数値目標のまとめ

		現行の目標			実績	新たな目標（案）		
		2010年度	2015年度	2025年度	2008年度	2015年度	2025年度	(割合)
適正なごみ処理 料金体系の構築	削減率	2.8 %	7.0 %	14.0 %	10.2 %	<u>18.1</u> %	22.8 %	52%
	削減量	7.0 千t	17.6 千t	35.2 千t	25.7 千t	<u>45.6</u> 千t	57.4 千t	
事業所内教育の 推進（新規）	削減率	—	—	—	—	<u>1.9</u> %	2.4 %	5%
	削減量	—	—	—	—	<u>4.8</u> 千t	6.0 千t	
環境マネジメント システムの認証取得 促進等	削減率	2.0 %	5.1 %	10.1 %	0.9 %	<u>7.2</u> %	9.0 %	21%
	削減量	5.0 千t	12.8 千t	25.4 千t	2.3 千t	<u>18.1</u> 千t	22.8 千t	
事業系ごみ排出 者の届出指導等 （古紙搬入規制） （新規）	削減率	—	—	—	—	<u>3.2</u> %	4.0 %	9%
	削減量	—	—	—	—	<u>8.1</u> 千t	10.1 千t	
リユースカッ プ・システム等の 推進	削減率	0.0 %	0.1 %	0.2 %	0.0 %	0.1 %	0.2 %	0%
	削減量	0.0 千t	0.3 千t	0.5 千t	0.0 千t	0.3 千t	0.5 千t	
その他	削減率	0.2 %	0.8 %	5.7 %	0.0 %	<u>4.5</u> %	5.6 %	13%
	削減量	0.6 千t	2.0 千t	14.3 千t	0.0 千t	<u>11.3</u> 千t	14.1 千t	
(外部要因)	削減率	—	—	—	14.1 %	—	—	—
	削減量	—	—	—	35.5 千t	—	—	
合 計	削減率	5 %	13 %	30 %	25.2 %	<u>35</u> %	44 %	100%
	削減量	12.6 千t	32.7 千t	75.5 千t	63.5 千t	<u>88.2</u> 千t	111.1 千t	

注) 外部要因は、2008年度事業系ごみ実績量から各取組による削減量の合計を引いた残りの量。

②資源の有効利用に関する目標

〔現行プラン〕

指 標 名	中期目標	最終目標
資源としての再利用率 $\left(= \frac{\text{県内総ごみ排出量のうち、再利用された量}}{\text{県内総ごみ排出量}} \right)$	30% 【参考】2002実績 2015目標 14.0% → 30%	50% 【参考】2002実績 2025目標 14.0% → 50%



〇ごみ排出量は削減しているものの資源の有効利用についてはやや停滞が見られることから、最終目標は現行プランと同じとするが、中期目標は実態に合わせた数値目標に見直す。

〔見直し（案）〕

指 標 名	中期目標	最終目標
資源としての再利用率 $\left(= \frac{\text{県内総ごみ排出量のうち、再利用された量}}{\text{県内総ごみ排出量}} \right)$	22% 【参考】2002実績 2015目標 14.0% → 22%	50% 【参考】2002実績 2025目標 14.0% → 50%

<家庭系ごみにかかる資源の有効利用に関する取組>

基本方向4 容器包装ごみの減量・再資源化

4-1(3) 容器包装リサイクル法の完全実施

数値目標については、現行の再生利用率向上の試算と同じ考え方をし、最終目標年度の再利用率は5.7%とする。

表15 容器包装リサイクル法の完全実施による再利用率向上の数値目標の見直し（案）

		短期 (2010年度)	中期(※1) (2015年度)	最終目標(※2) (2025年度)
現行の 目標	家庭系ごみ 再利用率向上	1.1%	2.9%	5.7%
	(再利用量)	8.2千t	19.9千t	31.4千t
目標 見直し (案)	家庭系ごみ 再利用率向上	(0.7%)	1.4%	5.7%
	(再利用量)	(4.8千t)	8.3千t	29.4千t

注) () 内は2008年度実績値。

※1 中期は、最終目標(2025年度)の概ね25%を達成するものとした。

※2 目標見直し(案)は、現行のごみゼロ社会実現プランにおける数値目標とした。

基本方向5 生ごみの再資源化

5-1(1) 家庭の生ごみ堆肥化システムの構築

5-2(4) 廃食用油のBDF化による活用

数値目標については、現行の再生利用率向上の試算と同じ考え方をし、最終目標年度の再利用率は13.7%とする。

表16 家庭の生ごみ堆肥化システムの構築等による再利用率向上の数値目標の見直し(案)

		短期 (2010年度)	中期(※1) (2015年度)	最終目標(※2) (2025年度)
現行の 目標	家庭系ごみ 再利用率向上	2.7%	6.9%	13.7%
	(再利用量)	20.0千t	47.2千t	75.5千t
目標 見直し (案)	家庭系ごみ 再利用率向上	(0.05%)	<u>3.4%</u>	13.7%
	(再利用量)	(0.3千t)	<u>20.1</u> 千t	70.6千t

注) () 内は2008年度実績値。

※1 中期は、最終目標(2025年度)の概ね25%を達成するものとした。

※2 目標見直し(案)は、現行のごみゼロ社会実現プランにおける数値目標とした。

基本方向6 産業・福祉・地域づくりと一体となったごみ減量化の推進

6-1(1) 商店街、中心市街地等における飲料容器デポジット制度の導入

数値目標については、現行の再利用率向上の試算と同じ考え方をし、最終目標年度の再利用率は0.4%とする。

表17 商店街等における飲料容器デポジット制度の導入による再利用率向上の数値目標の見直し(案)

		短期 (2010年度)	中期(※1) (2015年度)	最終目標(※2) (2025年度)
現行の 目標	家庭系ごみ 再利用率向上	0.1%	0.2%	0.4%
	(再利用量)	0.7千t	1.4千t	2.2千t
目標 見直し (案)	家庭系ごみ 再利用率向上	(0.0%)	0.1%	0.4%
	(再利用量)	(0.0千t)	0.6千t	2.1千t

注) () 内は2008年度実績値。

※1 中期は、最終目標(2025年度)の概ね25%を達成するものとした。

※2 目標見直し(案)は、現行のごみゼロ社会実現プランにおける数値目標とした。

基本方向7 公正で効率的なごみ処理システムの構築

7-3(1) 資源回収ステーションの設置・運営

数値目標については、現行の再利用率向上の試算と同じ考え方をし、最終目標年度の再利用率は0.9%とする。

表18 資源回収ステーションの設置・運営による再利用率向上の数値目標の見直し(案)

		短期 (2010年度)	中期(※1) (2015年度)	最終目標(※2) (2025年度)
現行の 目標	家庭系ごみ 再利用率向上	0.2%	0.5%	0.9%
	(再利用量)	1.5千t	3.4千t	5.0千t
目標 見直し (案)	家庭系ごみ 再利用率向上	(0.03%)	<u>0.2%</u>	0.9%
	(再利用量)	(0.2千t)	<u>1.2千t</u>	4.6千t

注) () 内は2008年度実績値。

※1 中期は、最終目標(2025年度)の概ね25%を達成するものとした。

※2 目標見直し(案)は、現行のごみゼロ社会実現プランにおける数値目標とした。

基本方向7 公正で効率的なごみ処理システムの構築

7-1(2) 家庭系ごみの有料化導入にあたっての諸手続の実施

7-1(3) 家庭系ごみ有料化制度の検証

7-1(4) 家庭系ごみ有料化制度の導入

数値目標については、現行の再利用率向上の試算と同じ考え方をし、最終目標年度の再利用率は5.8%とする。市町の有料化については、現在7市町で導入されている。今後、その分別促進効果が期待される有料化制度の導入を進めていくことが重要である。

表19 家庭系ごみ有料化制度の導入による再利用率向上の数値目標の見直し(案)

		短期 (2010年度)	中期(※1) (2015年度)	最終目標(※2) (2025年度)
現行の 目標	家庭系ごみ 再利用率向上	1.2%	2.9%	5.8%
	(再利用量)	8.9千t	19.9千t	31.6千t
目標 見直し (案)	家庭系ごみ 再利用率向上	(△0.5%)	<u>1.5%</u>	5.8%
	(再利用量)	(△3.4千t)	<u>8.9千t</u>	29.9千t

注) () 内は2008年度実績値。

※1 中期は、最終目標(2025年度)の概ね25%を達成するものとした。

※2 目標見直し(案)は、現行のごみゼロ社会実現プランにおける数値目標とした。

<事業系ごみにかかる資源の有効利用に関する取組>

基本方向2 事業系ごみの総合的な減量化の推進

基本方向5 生ごみの堆肥化・飼料化

基本方向6 産業・福祉・地域づくりと一体となったごみ減量化の推進

2-3(2) 事業系ごみの再資源化推進

5-1(2) 事業者と地域産業との生ごみ堆肥化ネットワークの構築

6-4(2) NPO・事業者・行政の連携による資源物拠点回収システムの構築

事業系ごみの再資源化推進等による再利用向上の効果は、現行のごみゼロ社会実現プランと同じとした。

表20 事業系ごみの再資源化推進等による再利用率向上の数値目標の見直し（案）

		短期 (2010年度)	中期(※1) (2015年度)	最終目標(※2) (2025年度)
現行の 目標	事業系ごみ 再利用率	0.8%	2.1%	4.1%
	(再利用率)	5.9千t	14.4千t	22.6千t
目標 見直し (案)	事業系ごみ 再利用率	(0.1%)	<u>0.9%</u>	4.1%
	(再利用率)	(0.9千t)	<u>5.3千t</u>	21.2千t

注) () 内は2008年度実績値。

※1 中期は、最終目標（2025年度）の実績と最終目標の差の概ね20%を達成するものとした。

※2 目標見直し（案）は、現行のごみゼロ社会実現プランにおける数値目標と同じとした。

<資源の有効利用に関する目標のまとめ>

○再利用率向上の最終目標（2025年度）は現行のごみゼロ社会実現プランの数値目標とし、中期（2015年度）については、家庭系ごみは最終目標（2025年度）の概ね2.5%、事業系ごみは2.0%と設定した。

表21 再利用率向上の数値目標のまとめ

		現行の目標			実績 2008年度	新たな目標（案）			割合
		2010年度	2015年度	2025年度		2015年度	2025年度		
容器包装リサイクル法の完全実施	再利用率	1.1%	2.9%	5.7%	0.7%	<u>1.4</u> %	5.7%	16%	
	再利用率	8.2千t	19.9千t	31.4千t	4.8千t	<u>8.3</u> 千t	29.4千t		
家庭の生ごみ堆肥化システムの構築	再利用率	2.7%	6.9%	13.7%	0.05%	<u>3.4</u> %	13.7%	38%	
	再利用率	20.0千t	47.2千t	75.5千t	0.3千t	<u>20.1</u> 千t	70.6千t		
飲料容器 [※] ポジット制度の導入	再利用率	0.1%	0.2%	0.4%	0.0%	0.1%	0.4%	1%	
	再利用率	0.7千t	1.4千t	2.2千t	0.0千t	0.6千t	2.1千t		
資源回収ステーションの設置・運営	再利用率	0.2%	0.5%	0.9%	0.03%	<u>0.2</u> %	0.9%	3%	
	再利用率	1.5千t	3.4千t	5.0千t	0.2千t	<u>1.2</u> 千t	4.6千t		
家庭系ごみ有料制度の導入	再利用率	1.2%	2.9%	5.8%	△0.5%	<u>1.5</u> %	5.8%	16%	
	再利用率	8.9千t	19.9千t	31.6千t	△3.4千t	<u>8.9</u> 千t	29.9千t		
その他	再利用率	0.9%	0.5%	5.4%	—	<u>0.5</u> %	5.4%	15%	
	再利用率	6.7千t	3.4千t	29.7千t	—	<u>3.0</u> 千t	27.8千t		
事業系ごみの再資源化推進等	再利用率	0.8%	2.1%	4.1%	0.1%	<u>0.9</u> %	4.1%	11%	
	再利用率	5.9千t	14.4千t	22.6千t	0.9千t	<u>5.3</u> 千t	21.2千t		
合計	再利用率	7%	16%	36%	0.4%	<u>8</u> %	36%	100%	
	再利用率	51.9千t	109.6千t	198.3千t	2.8千t	<u>47.3</u> 千t	185.6千t		

③ごみの適正処分に関する目標

〔現行プラン〕

指 標 名	中期目標	最終目標
ごみの最終処分量 (県内総ごみ排出量のうち、 = 最終処分された量(災害等 特殊要因によるものを除く))	76千トン 【参考】2002実績 2015目標 151千トン → 76千トン	0トン 【参考】2002実績 2025目標 151千トン → 0トン



○最終処分量の削減に関する現行プランの中期目標は既に達成していることから、最終目標は最終処分量ゼロをめざしていくが、中期目標はより高めた数値目標として設定する。

〔見直し(案)〕

指 標 名	中期目標	最終目標
ごみの最終処分量 (県内総ごみ排出量のうち、 = 最終処分された量(災害等 特殊要因によるものを除く))	55千トン 【参考】2002実績 2015目標 151千トン → 55千トン	0トン 【参考】2002実績 2025目標 151千トン → 0トン

最終処分量の最終目標は、現行のごみゼロ社会実現プランにおける数値目標とする。また、中間目標については、近年における最終処分率（最終処分量を廃棄物の排出量で除したもの）は10%程度となっており、その数値と将来予測した廃棄物排出量から推計すると、2015年度の最終処分量は65,000トンと予測され、そこからさらに焼却残さ等の再生利用により0.9万トン、ガラス・陶磁器くず等の再資源化により0.1万トン、計約1万トン減少させることによって、55,000トン为目标として設定する。

表 22 最終処分量の削減の数値目標の見直し(案)

		短期 (2010年度)	中期 (2015年度)	最終目標 (2025年度)
現行の 目標	最終処分量 削減率	46%	50%	100%
	(削減量)	81千t	76千t	0千t
目標 見直し (案)	最終処分量 削減率	46%	63%	100%
	(削減量)	81千t	55千t	0千t

ごみゼロ社会実現プラン中期・最終目標の見直し(案)

基本 取組	基本取組の具体的な内容	現行のごみゼロ社会実現プランの数値目標に関する効果(2004年度策定時)												現行のごみゼロ社会実現プランの数値目標に関する効果(2008年度実績)及び数値目標見直しによる予測効果											
		排出量削減率(家庭)			排出量削減率(事業)			再利用率(up率)			最終処分量(削減率)			排出量削減率(家庭)			排出量削減率(事業)			再利用率(up率)			最終処分量(削減率)		
		2010	2015	2025	2010	2015	2025	2010	2015	2025	2010	2015	2025	2008 実績	2015	2025	2008 実績	2015	2025	2008 実績	2015	2025	2008 実績	2015	2025
2-1	(4)適正なごみ処理料金体系の構築				2.8%	7.0%	14.0%										10.2%	18.1%	22.8%						
2-2	(1)事業所内教育の推進																0.0%	1.9%	2.4%						
2-2	(2)ISO14001等環境マネジメントシステムの認証取得促進				2.0%	5.1%	10.1%										0.9%	7.2%	9.0%						
2-2	(3)自主情報公開制度の推進																								
2-1	(3)事業系ごみ排出者の届出指導等																0.0%	3.2%	4.0%						
2-3	(2)事業系ごみの再資源化推進							0.8%	2.1%	4.1%										0.1%	0.9%	4.1%			
5-1	(2)事業者と地域産業との生ごみ堆肥化ネットワークの構築																								
6-4	(2)NPO・事業者・行政の連携による資源物拠点回収システムの構築																								
3-1	(1)フリーマーケット等の開催	0.6%	1.5%	3.0%										0.06%	1.8%	3.0%									
3-1	(2)不用品リサイクル情報の提供及び利用促進の仕組みづくり																								
3-1	(3)不用品再使用のための修理、リフォーム等の推進																								
3-2	(1)既存のリターナブル容器製品のPR等利用促進	0.5%	1.4%	2.7%										0.0%	1.6%	2.7%									
3-2	(2)新たなリターナブル容器システムの構築																								
3-2	(3)リユースカップ・システム等の推進				0.0%	0.1%	0.2%										0.0%	0.1%	0.2%						
4-1	(3)容器包装リサイクル法の完全実施							1.1%	2.9%	5.7%										0.7%	1.4%	5.7%			
5-1	(1)家庭の生ごみ堆肥化システムの構築							2.7%	6.9%	13.7%										0.05%	3.4%	13.7%			
5-2	(4)廃食用油のBDF化による活用																								
5-1	(3)家庭での生ごみ処理機の活用	0.1%	0.2%	0.4%										1.0%	1.3%	1.8%									
6-1	(1)商店街、中心市街地等における飲料容器デポジット制度の導入							0.1%	0.2%	0.4%										0.0%	0.1%	0.4%			
6-1	(2)観光地等における飲料容器デポジット制度の導入				3-2(3)に含まれる。												3-2(3)に含まれる。								
6-2	(1)障害者や高齢者の支援と連携したリサイクル事業の展開																								
6-3	(1)地域通貨の仕組みを活用したリサイクルの推進	1.0%	2.5%	5.0%										0.0%	3.1%	5.0%									
7-3	(2)地域ニーズに対応した集団回収の促進																								
7-3	(1)資源回収ステーションの設置・運営							0.2%	0.5%	0.9%										0.03%	0.2%	0.9%			
6-6	(1)廃プラスチック等の有効利用に関する調査研究										14.3%	35.7%	71.3%										54.0%	63.7%	71.3%
6-6	(2)事業者における廃プラスチック等の利用促進																								
7-1	(2)家庭系ごみの有料化導入にあたっての諸手続の実施																								
7-1	(3)家庭系ごみ有料化制度の検証							1.2%	2.9%	5.8%										-0.5%	1.5%	5.8%			
7-1	(4)家庭系ごみ有料化制度の導入	2.6%	6.5%	13.0%										1.2%	6.7%	11.0%									
4-2	(2)容器・包装の削減・簡素化を促す消費活動の実践																								
8-2	(1)レジ袋ない活動の展開	0.3%	0.8%	1.5%										1.3%	1.4%	1.5%									
9-1	環境学習・環境教育の推進													3.8%	3.9%	4.3%									
取組に関する先進事例や調査研究報告などごみ減量等の効果に関する情報が入手可能で、取組の導入・運営に関するノウハウや社会的経済的な環境がある程度整っており、現時点において数値目標に対する貢献度が定量的に把握できる取組に基づく目標設定		5.1%	12.9%	25.6%	4.8%	12.2%	24.3%	6.1%	15.5%	30.6%	14.3%	35.7%	71.3%	7.4%	19.8%	29.3%	11.1%	30.5%	38.4%	0.4%	7.5%	30.6%	54.0%	63.7%	71.3%
2-3	(1)業種別ガイドラインの作成																								
3-1	(4)リサイクルショップ等の活用を進めるための仕組みづくり																								
3-2	(4)移動食器洗浄車などリユース食器システムの整備・活用																								
3-3	(1)民間事業者におけるリース・レンタル等のサービスの拡大																								
3-4	(1)製品等の修理・修繕等のサービスの拡大																								
3-4	(2)アップグレード(製品の性能・機能の向上)サービスの拡大																								
4-2	(1)製造・流通・販売等の事業活動における工夫や改善の実施																								
5-2	(1)生ごみバイオガス化に向けた調査の実施																								
5-2	(2)生ごみバイオガス化発電等の実証試験の実施																								
5-2	(3)生ごみバイオガス化発電等の導入																								
5-3	(1)生ごみを原料とした生分解性プラスチック等の研究開発																								
6-4	(1)店頭回収システムによるリサイクルの促進																								
6-5	(1)地域内の物流網等を生かした資源物回収サービスの展開																								
6-5	(2)流通販売事業と製造業、農業等の連携による再資源化事業の展開																								

ごみ減量等の効果に関する情報が少なく、取り組むにあたってのノウハウや社会的経済的な環境が十分整っていないと思われる取組

ごみ減量等の効果に関する情報が少なく、取り組むにあたってのノウハウや社会的経済的な環境が十分整っていないと思われる取組

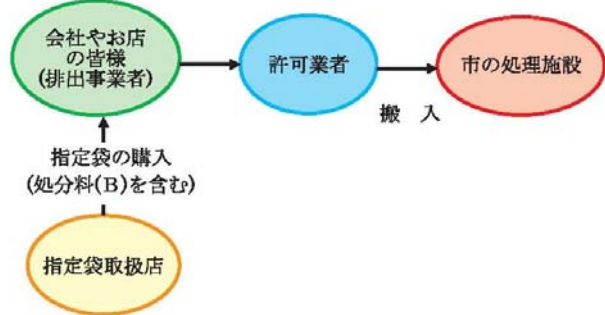
ごみゼロ社会実現プラン中期・最終目標の見直し(案)

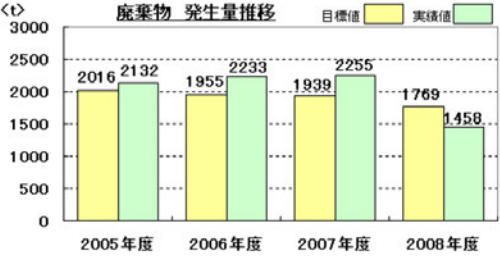
基本 取組	基本取組の具体的な内容	現行のごみゼロ社会実現プランの数値目標に関する効果(2004年度策定時)												現行のごみゼロ社会実現プランの数値目標に関する効果(2008年度実績)及び数値目標見直しによる予測効果																																		
		排出量削減率(家庭)			排出量削減率(事業)			再利用率(up率)			最終処分量(削減率)			排出量削減率(家庭)			排出量削減率(事業)			再利用率(up率)			最終処分量(削減率)																									
		2010	2015	2025	2010	2015	2025	2010	2015	2025	2010	2015	2025	2008 実績	2015	2025	2008 実績	2015	2025	2008 実績	2015	2025	2008 実績	2015	2025																							
8-3	(3)ごみゼロNPOマップの作成																																															
8-3	(4)自分たちの活動が地域社会で役立つことを実感させる仕組みづくり	<p>多様な主体の参画・協働、人づくり・ネットワークづくりのための取組であり、意識や行動の変化に関する目標の達成に貢献するとともに、間接的にごみの削減や再利用を促進する取組</p> <p>指標名(現状値) 2025目標値 ①ものを大切に長く使おうとする県民の率(58.2%) 100% ②環境に配慮した消費行動をとる県民の率(39.4%) 100% ③食べ物を粗末にしないよう心がけている県民の率(38.5%) 100% ④ごみゼロ社会実現プランの認知率(0%) 100%</p> <p>【短・中期の目標設定】 短期(2010)目標 中期(2015)目標 ① 80%(約20%up) 90%(約10%up) ② 60%(約20%up) 90%(約30%up) ③ 60%(約20%up) 90%(約30%up) ④ 90% 100%</p>												<p>多様な主体の参画・協働、人づくり・ネットワークづくりのための取組であり、意識や行動の変化に関する目標の達成に貢献するとともに、間接的にごみの削減や再利用を促進する取組</p> <p>指標名(現状値) 2025目標値 ①ものを大切に長く使おうとする県民の率(58.2%) 100% ②環境に配慮した消費行動をとる県民の率(39.4%) 100% ③食べ物を粗末にしないよう心がけている県民の率(38.5%) 100% ④ごみゼロ社会実現プランの認知率(0%) 100%</p> <p>【短・中期の目標設定】 短期(2010)目標 中期(2015)目標 ① 80%(約20%up) 90%(約10%up) ② 60%(約20%up) 90%(約30%up) ③ 60%(約20%up) 90%(約30%up) ④ 90% 100%</p>																																		
3-2	(5)エコイベントの推進																																															
8-1	(3)地域でごみ減量化に取り組む住民、NPO等の相互交流の場づくり																																															
8-4	(1)「ごみゼロ社会実現プラン」の啓発																																															
8-4	(2)コスト情報等の積極的な提供																																															
8-4	(3)ホームページ等各種メディア等を活用したごみに関する情報発信の充実																																															
9-1	(1)環境学習・環境教育のツール・プログラム等の開発																																															
9-1	(2)20年後のライフスタイル体験プログラムの実施																																															
9-1	(3)「子どもエコクラブ」の活動と「ごみゼロ」推進との連携強化																																															
9-1	(4)家庭における環境学習・教育の推進																																															
9-1	(5)県環境学習情報センターの機能の充実と活用																																															
9-2	(1)より専門的な技術や知識を伝授する「ごみゼロ達人」の育成																																															
9-2	(2)「ごみゼロ人材ガイドブック」の作成																																															
1-2	(1)拡大生産者責任に基づく事業活動の推進																																															
1-2	(2)行政における拡大生産者責任に基づく取組の促進																																															
2-1	(2)事業系ごみ適正処理システムの検討・整備																																															
6-2	(2)元気な高齢者等の活力をごみゼロに生かす仕組みづくり																																															
6-3	(2)コミュニティ単位でのごみゼロ活動の促進																																															
6-3	(3)基金による地域住民活動の支援																																															
7-2	(1)廃棄物会計導入マニュアルの作成	<p>国全体の経済社会システムに関わる取組、地域における仕組みづくりに重点を置く取組、施策等の推進に係るツールの開発であって、ごみゼロプラン推進を全般にわたって下支えする取組。</p>												<p>国全体の経済社会システムに関わる取組、地域における仕組みづくりに重点を置く取組、施策等の推進に係るツールの開発であって、ごみゼロプラン推進を全般にわたって下支えする取組。</p>																																		
7-2	(2)廃棄物会計導入に向けた普及活動の実施																																															
7-2	(3)LCA手法の適用可能性調査の実施																																															
7-2	(4)市町村ごみ処理カルテの作成とその活用促進																																															
7-4	(1)ごみ排出特性の把握・活用																																															
7-4	(2)市町村ごみマップの活用																																															
8-1	(1)住民参画による市町村ごみ処理基本計画の策定																																															
8-1	(2)住民・事業者・行政の協働組織を核とした活動の展開																																															
8-3	(1)NPO等の創意工夫を生かす協働事業の実施																																															
8-3	(2)ごみ行政におけるNPO等との連携・協働推進																																															
1-1	(1)拡大生産者責任と費用負担のあり方の調査研究の実施																																															
1-1	(2)拡大生産者責任の徹底に関する具体的な方策の調査検討																																															
1-1	(3)国、業界への提言																																															
2-1	(1)事業系ごみの処理実態等の把握	<p>ごみ減量化取組の前段階の調査研究や提言など、評価に馴染まない取組</p>												<p>ごみ減量化取組の前段階の調査研究や提言など、評価に馴染まない取組</p>																																		
2-1	(5)一般廃棄物処理計画における減量化方針等の確立																																															
4-1	(1)容器包装リサイクルに係る効果検証調査等の実施																																															
4-1	(2)国への提言・要望																																															
7-1	(1)ごみ減量化対策における経済的手法の検討																																															
その他の減量の取組による効果等の合計		0.9%	0.1%	4.4%	0.2%	0.8%	5.7%	0.9%	0.5%	5.4%	31.7%	14.3%	29.0%	0.0%	0.2%	0.7%	14.1%	4.5%	5.6%	0.0%	0.5%	5.4%	0.0%	0.0%	29.0%																							
「多様な主体の参画・協働、人づくり・ネットワークづくりのための取組」や「ごみゼロプラン推進を全般にわたって下支えする取組」の実施による間接的なごみ減量効果や相乗効果の発揮、今後のリサイクル関連法制度の整備やごみの減量、再利用等に係る技術の進歩、ごみ減量活動に関する情報の蓄積などによる取組の一層の進展を加味した目標設定		6.0%	13.0%	30.0%	5.0%	13.0%	30.0%	7.0%	16.0%	36.0%	46.0%	50.0%	100%	7.4%	20.0%	30.0%	25.2%	35.0%	44.0%	0.4%	8.0%	36.0%	54.0%	63.7%	100%																							

平成 22 年度ごみ減量等に関する先進事例調査結果について

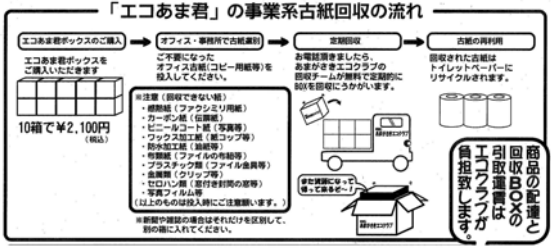
基本方向	具体的内容	基本的取組の具体的な内容	事例	施策の特徴															
【基本方向 2】 事業系ごみの総合的な 減量化の推進	2-1 事業系ごみ処理システム の再構築	(1) 事業系ごみの処理実態等の 把握	<p>1. 実態調査の実施と公表</p> <p>■京都市</p> <p>○平成19年度に、事業系ごみの排出実態、許可業者の資源化への取組意向、市施設へのあわせ産廃等の持込状況等を調査し、ホームページで公開。 ・事業系ごみ減量対策基礎調査結果報告書（京都市 H20） http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000039487.html</p> <p>2. マニュアルの作成によるごみ減量の取組情報の提供</p> <p>■京都市、相模原市（神奈川県）、三田市（兵庫県）等</p> <p>○マニュアルを作成・配布</p> <p>3. 古紙問屋等引き取り先情報の提供</p> <p>■仙台市、三田市（兵庫県）等</p> <p>○ホームページ、マニュアル等で古紙問屋等の引取先を紹介</p>	<p>○京都市では調査結果（クリーンセンターへの搬入ごみの43%、埋立処分地への同98%があわせ産廃等）に基づき、市施設へのあわせ産廃の搬入規制をH21.10から実施。最終処分量を10年後に70%削減する目標を設定。</p> <p>○減量効果の把握はできないが、ごみ減量のマニュアル作成、資源の引取先情報の提供に対する事業者のニーズは強い。</p>															
		(2) 事業系ごみ適正処理システム の検討・整備	<p>1. <u>家庭ごみと事業系ごみの仕分けの明確化</u></p> <p>■川崎市</p> <p>○住居併用事業所は、事業系ごみと家庭系ごみを別々に排出（事業系ごみは許可業者へ）</p> <p>2. 資源化促進のため無料で市が収集</p> <p>■名古屋市</p> <p>○空きびん、空き缶、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、スプレー缶類については、発生量が家庭並み少量で、家庭から出るものと同じ性状のものであれば、市の資源収集に排出可能</p> <p>3. <u>公共施設が排出しているごみ収集費用の自己負担</u></p> <p>■いなべ市等</p> <p>○学校等の公共施設のごみを、直営収集から料金の負担を伴う許可業者収集に切り替えて、ごみ減量行動を誘導（大阪府内の市町でも導入例は多い）</p>	<p>○名古屋市のよう家庭の資源ごみ収集システムに事業系ごみを含めている都市は少ないが、資源化施設への搬入に対して手数料に差を設け、誘導している都市はいくつか見られる。</p> <p>例）仙台市：焼却施設100円/10kgに対し、びん・缶・ペットボトルを30円/10kg（他に、神戸市、広島市、大津市等）</p> <p>○ごみ減量による処理費用の削減分を公共施設で自由に使える予算として還元するフィフティ・フィフティ制度の導入は減量促進に有効と思われる。</p> <p>例）岡山県玉野市では、H16からフィフティ・フィフティ制度を導入し、電気代を削減できた場合に一部予算を学校へ還元</p>															
		(3) 事業系ごみ排出者の届出指 導等	<p>4. 分別区分の提示</p> <p>■神戸市、広島市、名古屋市</p> <p>○事業者に対して可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ等の分別区分を明示。有料指定袋制や指定袋制と連動していることが多い。</p>	<p>○許可業者を通じて分別排出の指導を行うための分別区分の明示は重要である。</p>															
		<p>1. 古紙の搬入規制の実施状況</p> <p>■政令指定都市の古紙の搬入規制による想定削減率</p> <p>仙台市（H17.4）10%、横浜市（H15.12※）30%、新潟市（H17.10）— 名古屋市（H11.4※）14%、広島市（H16.4）5%、北九州市（H16.10）23% 注）%は対前年度削減率（ただし、導入時期が4月でない場合は、前年度と翌年度の比 ※印は古紙以外のあわせ産廃等の搬入規制も同時に実施</p> <p>■県内市町</p> <p>四日市市、伊勢市、朝日町、川越町、明和町、玉城町、度会町</p>	<p>○事業系ごみ中（許可業者搬入）の資源化等で削減可能なごみの調査結果</p> <table border="1"> <tr> <td>段ボール</td> <td>2.8%</td> <td>雑紙</td> <td>4.8%</td> </tr> <tr> <td>野菜くず</td> <td>2.5%</td> <td>ペットボトル</td> <td>0.4%</td> </tr> <tr> <td>廃プラ類</td> <td>5.0%</td> <td>産廃</td> <td>4.7%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>20.2%</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>（都市清掃 2010.7 埼玉県の事業系ごみ削減対策）</p> <p>○搬入規制時には他の減量対策も実施するため搬入規制そのものの効果は把握しにくいですが、施設での監視体制の強化と組み合わせれば減量効果は大きいと思われる。</p>	段ボール	2.8%	雑紙	4.8%	野菜くず	2.5%	ペットボトル	0.4%	廃プラ類	5.0%	産廃	4.7%	合計	20.2%		
段ボール	2.8%	雑紙	4.8%																
野菜くず	2.5%	ペットボトル	0.4%																
廃プラ類	5.0%	産廃	4.7%																
合計	20.2%																		

基本方向	具体的内容	基本的取組の具体的な内容	事例	施策の特徴																								
<p>【基本方向2】 事業系ごみの総合的な減量化の推進 (続き)</p>	<p>2-1 事業系ごみ処理システムの再構築 (続き)</p>	<p>(3) 事業系ごみ排出者の届出指導等</p>	<p>2. 多量排出事業所に廃棄物管理責任者の選任と減量計画書の提出の義務化</p> <p>7) 減量計画書の提出の義務化</p> <p>■津市</p> <p>○市内で常時1日当たり10kgを超える量又は一時に100kgを超える量の事業系一般廃棄物を排出し、その事業に供される部分が3,000㎡以上(小売店舗については500㎡以上)の建築物を所有又は権限を有する事業者を対象として、事業系一般廃棄物減量化計画書の提出を条例で義務付け、自主的な減量の取組を促進</p> <p>○津市の資源化率の推移</p> <table border="1" data-bbox="1780 546 2255 724"> <caption>◇資源化率</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>OA用紙</th> <th>新聞・雑誌 ダンボール</th> <th>機密書類</th> <th>原・芥類 紙くず</th> <th>(全体平均)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17</td> <td>54.0%</td> <td>97.3%</td> <td>88.4%</td> <td>14.5%</td> <td>63.6%</td> </tr> <tr> <td>平成18</td> <td>75.3%</td> <td>97.3%</td> <td>81.3%</td> <td>16.0%</td> <td>67.5%</td> </tr> <tr> <td>平成19</td> <td>62.8%</td> <td>92.7%</td> <td>76.1%</td> <td>25.7%</td> <td>64.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(津市ホームページ)</p> <p>1) 減量目標のガイドラインの設定</p> <p>■東京都、広島市、枚方市(大阪府)、相模原市(神奈川県)等</p> <p>○減量目標のガイドラインを業種別に設定して指導</p> <p>2) 立入検査等搬入検査の実施</p> <p>■大阪市</p> <p>○市内環境事業所の職員が受け持ち区域内の事業所を毎年立入指導。共通の指導ができるように立入検査チェック表を作成</p> <p>3) 優良事業所への表彰制度</p> <p>■大阪市</p> <p>○ごみ減量に努力している事業所に「ごみ減量優良標」を贈呈し、5年連続又は通算6回贈呈された場合は、局長から感謝状と「ごみ減量優良建物」の標章を贈呈</p> <p>4) 廃棄物管理責任者講習会</p> <p>■枚方市(大阪府)</p> <p>○年1回廃棄物管理責任者を対象に、ごみ減量事例の紹介等の講習会を実施</p> <p>3. 小規模事業所を含む全事業所を対象に事業系ごみ排出実態の届出制度を導入</p> <p>■松戸市(千葉県): H7から導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年ごとに届出を実施 ・対象事業所数(H18) 12,793事業所/届出済件数 6,122事業所 ・家庭ごみ集積所へ出さないように等の訪問指導に活用 <p>4. 事業者向けごみ減量体験講座の実施</p> <p>■台東区(東京都)</p> <p>○事業所の廃棄物担当を対象にごみ減量とリサイクル、ごみ減量の具体的取組、清掃施設見学会の全3回の講座を実施</p>	年度	OA用紙	新聞・雑誌 ダンボール	機密書類	原・芥類 紙くず	(全体平均)	平成17	54.0%	97.3%	88.4%	14.5%	63.6%	平成18	75.3%	97.3%	81.3%	16.0%	67.5%	平成19	62.8%	92.7%	76.1%	25.7%	64.3%	<p>○減量効果を発揮させるには、立入検査等による指導体制の確立が必要である。</p> <p>○多量排出事業所は規模も大きく、古紙等の排出量も多く、効率的に回収できるため有価で引き取ってもらえると同時に、減量効果も大きくごみ処理費用の低減も期待でき、ごみ減量の取組のメリットも多い。このため、既に取り組んでいる事業所も多いと想定されるが、減量計画書の提出を契機にごみ減量に取り組んでもらえる事業所が増えれば、ごみの削減が期待できる。</p>
年度	OA用紙	新聞・雑誌 ダンボール	機密書類	原・芥類 紙くず	(全体平均)																							
平成17	54.0%	97.3%	88.4%	14.5%	63.6%																							
平成18	75.3%	97.3%	81.3%	16.0%	67.5%																							
平成19	62.8%	92.7%	76.1%	25.7%	64.3%																							

基本方向	具体的内容	基本的取組の具体的な内容	事例	施策の特徴																																							
<p>【基本方向2】 事業系ごみの総合的な減量化の推進 (続き)</p>	<p>2-1 事業系ごみ処理システムの再構築 (続き)</p>	<p>(4) 適正なごみ処理料金体系の構築</p>	<p>1. 許可業者が収集する事業系ごみへ有料指定袋制を導入</p> <p>○ごみ処理手数料の適正化に関しては、料金の値上げを排出事業者が受け入れない場合があり、許可業者の値上げ交渉の負担が大きくなっている場合も多く、ごみ処理手数料の徴収を許可業者の料金徴収体系から切り離す動きがいくつかの都市で見られる。</p> <p>○一方、排出事業者からの問題点としては、現行の許可業者との料金体系ではごみ排出量を削減しても、料金の低減に結びつかないという不満も多くあげられ、有料指定袋制によりごみの減量とごみ処理手数料の負担がリンクし、ごみ減量へのインセンティブが働く有料指定袋制が着目されている。</p> <p>〔導入都市と削減率〕</p> <p>ア) 福岡県久留米市 (H9～) 減量効果 (対前年度比) 25%削減</p> <p>イ) 広島県東広島市 (H13.4～) 減量効果 (対前年度比) 19%削減</p> <p>ウ) 広島市 (H17.10～) 減量効果 (対前年度比) 10%削減</p> <p>エ) 神戸市 (H19.4～) 減量効果 (H19/H18) 28%削減</p> <p>〈神戸市の例〉</p> <p>〔指定袋制度導入後〕H19年4月から(一部特例措置があります。)</p>  <p>○許可業者への支払い=収集・運搬料金</p> <p>○市への支払い⇒指定袋の購入=市の処理施設での処分料</p> <p>＜＜＜指定袋の販売価格(10枚1組)＞＞＞ 2007.2.1現在</p> <table border="1" data-bbox="1365 1596 2018 1827"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>容量</th> <th>販売価格</th> <th>種類</th> <th>容量</th> <th>販売価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">可燃ごみ用</td> <td>30L袋</td> <td>570円</td> <td rowspan="3">粗大ごみ用</td> <td>30L袋</td> <td>930円</td> </tr> <tr> <td>45L袋</td> <td>840円</td> <td>45L袋</td> <td>1,380円</td> </tr> <tr> <td>70L袋</td> <td>1,310円</td> <td>70L袋</td> <td>2,150円</td> </tr> <tr> <td>90L袋</td> <td>1,690円</td> <td rowspan="3">資源ごみ用</td> <td>30L袋</td> <td>190円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">不燃ごみ用</td> <td>30L袋</td> <td>690円</td> <td>45L袋</td> <td>270円</td> </tr> <tr> <td>45L袋</td> <td>1,020円</td> <td>70L袋</td> <td>420円</td> </tr> <tr> <td>70L袋</td> <td>1,590円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>販売価格には消費税を含む。</p>	種類	容量	販売価格	種類	容量	販売価格	可燃ごみ用	30L袋	570円	粗大ごみ用	30L袋	930円	45L袋	840円	45L袋	1,380円	70L袋	1,310円	70L袋	2,150円	90L袋	1,690円	資源ごみ用	30L袋	190円	不燃ごみ用	30L袋	690円	45L袋	270円	45L袋	1,020円	70L袋	420円	70L袋	1,590円				<p>○許可業者も有料指定袋制導入に対する賛否は分かれており、導入している都市は許可業者の数が少ない等で意見がまとまりやすい都市が多い。</p> <p>○<u>導入時における事業所への説明によるごみ減量啓発効果も効いていると思われるが、導入による減量効果は10～30%と大きい。</u></p>
種類	容量	販売価格	種類	容量	販売価格																																						
可燃ごみ用	30L袋	570円	粗大ごみ用	30L袋	930円																																						
	45L袋	840円		45L袋	1,380円																																						
	70L袋	1,310円		70L袋	2,150円																																						
	90L袋	1,690円	資源ごみ用	30L袋	190円																																						
不燃ごみ用	30L袋	690円		45L袋	270円																																						
	45L袋	1,020円		70L袋	420円																																						
	70L袋	1,590円																																									

基本方向	具体的内容	基本的取組の具体的な内容	事例	施策の特徴
<p>【基本方向2】 事業系ごみの総合的な減量化の推進 (続き)</p>	<p>2-2 事業系ごみの発生・排出抑制</p>	<p>(1) 事業所内教育の推進</p>	<p>1. 環境綱領の制定と環境方針の打ち出し</p> <p>■(株)リコー福井事業所(福井県)</p> <p>○省エネ、省資源・リサイクル、汚染予防、安全衛生について自主的に取り組んでいる</p>  <p>(環境報告書)</p> <p>2. 社員への環境教育の実施</p> <p>■東京電力(株)</p> <p>○6月の環境月間を中心に、勉強会や社内講演会、施設見学会など、社員を対象としたさまざまな環境教育を実施。例えば、「東京電力の環境への取り組み、ヒートポンプの現状と将来性」について研修会を実施し、101名が参加している。(東京電力(株)ホームページから)</p> <p>■カゴメ(株)</p> <p>○カゴメグループでは、各事業所やグループ会社の環境活動実績の確認、環境管理担当者間の情報交換とネットワーク強化を目的に、原則として上期と下期の年2回、環境推進会議を開催。同会議では、各担当者が自部門・事業所の環境計画と実績を発表するとともに、意見交換やよりよい活動のための提案を出し合っている。また、こうした定例会議以外にもテーマごとの会議を随時開催。(カゴメ(株)ホームページから)</p> <p>3. 企業間の情報交換</p> <p>■企業&環境プロジェクト:財団法人みやぎ・環境とくらし・ネットワーク</p> <p>○年6回程度開催し、メンバーが持ちまわりで環境に関する話題を提供し、情報交換の場となっている。また、環境に対して企業に求められるテーマを見つけ、講座、環境に配慮した企業・施設への見学会・学習会を実施している。</p>	<p>○大企業については自主的な取り組みは浸透しているが、小規模事業者への従業員への教育が課題である。</p> <p>○<u>環境マネジメントシステムの環境保全活動の一貫として環境問題に対する社員教育・啓発活動を行っている企業が多い。このため、ISO14001、M-EMS等の認証取得企業を増やすことが有効な方策である。</u></p>

基本方向	具体的内容	基本的取組の具体的な内容	事例	施策の特徴
		(2) ISO14001等環境マネジメントシステムの認証取得促進	<p>1. みえ・環境マネジメントシステム・スタンダード（M-EMS：ミームス）</p> <p>○県内事業者の9割以上を占める小規模事業者においては、経費や労力の面からISO14001の導入が進みにくい現状にある。</p> <p>このため、取り組みやすく、費用負担の少ない環境マネジメントシステムの制度（仕組み）を構築・普及し、幅広い県内事業者の環境負荷低減取組を促進することを目的としている</p> <p>2. 学校版ISOの普及</p> <p>■所沢市（埼玉県）</p> <p>○学校版環境ISOプログラムは、平成13年11月、市と教育委員会が共同して開発した。ISO14001環境マネジメントシステムに準拠しながら、プログラムの策定や運用にあたっては、児童・生徒にも取り組みやすいよう「教育的な配慮」を重視している。また、学校版環境ISOプログラムの導入により、環境パフォーマンスの向上が認められた学校は「地球にやさしい学校」に認定され、省エネルギー・省資源活動によって節約できた光熱水費に見合う金額（一定額）が、「環境教育推進費」として、認定の翌年度から支給（いわゆる、フィフティ・フィフティ制度）されることになっている。（全48校で実施）</p> <p>■三重県</p> <p>○平成17年度から全県立学校で「県立学校環境マネジメント」を実施し、校長の「環境に関する取組の方針」のもと、PDCAサイクルに基づき、環境保全活動、環境教育に取り組んでいる。</p>	<p>○M-EMS認証取得事業所数のさらなる増加を目指す必要がある。</p> <p>○<u>県立学校だけでなく、小学校・中学校においても環境負荷軽減と環境教育の充実を合わせて学校版ISO（M-EMS）の普及を図ることも有効と考える。</u></p>

基本方向	具体的内容	基本的取組の具体的な内容	事例	施策の特徴
【基本方向2】 事業系ごみの総合的な減量化の推進 (続き)	2-3 事業系ごみの再利用の促進	(1) 業種別ガイドラインの作成	(p.2 2-1 (3)事業系ごみ排出者の届出指導等参照)	
		(2) 事業系ごみの再資源化推進	<p>1. 小規模事業所向け古紙共同回収事業</p> <p>■ 尼崎エコクラブ：尼崎市（大阪府）</p> <p>○(社)尼崎青年会議所のメンバーが中心となってNPO法人あまがさきエコクラブを立ち上げ（H14.11）、市内事業所から排出される古紙の共同回収事業を実施している。</p> <p>○古紙回収費は105円/10kg</p> <p>○年間古紙回収量333 t</p>  <p>（「NPO法人あまがさきエコクラブ」資料）</p> <p>■ 事業所古紙共同回収システム：狭山市（埼玉県）</p> <p>○狭山市事業所リサイクル推進協議会の会員を対象に指定回収業者が古紙類を回収（H11.3から実施）に回っている。</p> <p>○古紙回収費は80～130円/10kg程度で、ごみ処理費用（170円/10kg）より安価である。</p> <p>■ 多摩市オフィス町内会：多摩市（東京都）</p> <p>○多摩商工会議所内に古紙回収事業の事務局を設置。会員企業を対象に協力回収業者が古紙類を回収（平成6年4月から実施）に回る。</p> <p>○多摩市が「多摩市オフィス町内会に対する補助金交付要綱」を作り、商工会議所等へ助成（H16で150万円）するとともに、小中学校、公共施設等も回収事業に参加し支援している。</p> <p>○古紙回収費は160円/10kg程度（200kg以下は4,600円/回）であり、ごみ処理費用（400円/10kg収集費用含む）より安価である。</p>	<p>○排出事業者が分別・資源化を選択するかどうかはごみ処理料金との比較になり、再資源化を推進するためには適正なごみ処理料金体系を構築する必要がある。</p> <p><u>○行政だけではなく、商工会議所と連携して推進していくことが重要である。</u></p>

基本方向	具体的内容	基本的取組の具体的な内容	事例	施策の特徴
<p>【基本方向2】 事業系ごみの総合的な減量化の推進 (続き)</p>	<p>2-3 事業系ごみの再利用の促進 (続き)</p>	<p>(2) 事業系ごみの再資源化推進</p>	<p>2. 事業系資源の民間受入業者の紹介</p> <p>■仙台市</p> <p>○仙台市では、古紙等資源化物を資源化へ誘導するため、平成17年4月から、市の処理施設への古紙等資源化物の搬入を停止したことに伴い、事業所における紙類の資源化促進のため、ホームページ等において古紙回収業者を紹介しているほか、市内3ヶ所の環境事業所に、無料で利用できる事業系紙類回収庫を設置している。</p> <p>○回収量458 t (H20)</p> <p>3. 集団回収での事業系古紙の受入</p> <p>■寝屋川市(大阪府)</p> <p>○家庭から排出された古紙だけでなく、店舗や事務所等から排出される事業所の古紙についても、報償金の対象としている。</p> <p>4. 小規模事業所の古紙の行政回収</p> <p>■摂津市(大阪府)</p> <p>○中小企業基本法に定められた小規模事業所から排出された古紙について、平成14年7月から無料で分別収集している。古紙回収を希望する小規模事業所は、事前に登録し、予め設定された日に排出すれば、行政が無料で古紙を分別回収する。</p> <p>5. 機密文書のリサイクル事業</p> <p>■京都市</p> <p>○排出事業者が段ボール箱に詰めた機密書類を製紙工場の溶解釜に直投し、段ボール板紙に再生する事業として、京都市ごみ減量推進会議で運営。料金は例えば機密文書500kgで200円/10kg。</p> <p>○取扱量710 t (H18)</p>	<p>○集団回収での事業系古紙の受入、小規模事業所の古紙の行政回収等は、事業系ごみの処理は排出事業者の責任にあることの大前提と相反する部分があり、採用している都市は少ない。</p>

基本方向	具体的内容	基本的取組の具体的な内容	事例	施策の特徴
【基本方向3】 リユース（再使用）の推進	3-1 不用品の再使用の推進	(1) フリーマーケットの開催 (2) 不用品リサイクル情報の提供及び利用促進の仕組みづくり (3) 不用品再使用のための修理、リフォーム等の推進 (4) リサイクルショップ等の活用を進めるための仕組みづくり	1. 大型ごみの収集と連携した不用品の再使用 ■札幌市 ○大型ごみ申込時にリユース希望があった場合、別車で収集し、職員と市民ボランティアが協働し、簡易修理を行い札幌市リユースプラザで展示・販売 2. ボランティアスタッフによるリサイクルショップの運営 ■ひの市民リサイクルショップ回転市場：日野市（東京都）	○大型ごみ中にそのままリサイクルショップが引き取る商品価値の高い物はそれほど多くはなく、修理・修繕等の手間を掛ける必要がある。 [リサイクルショップの買い取り基準の例] ・基本的な目安は、家具は7年以内、電化製品は製造から5年以内、衣類は2年以内、食器・贈答品は未使用 ・シミ・汚れ・破れ等状態の悪いもの、デザインが古いものは取扱い不可 （出典）（株）トレッジャー・ファクトリー ホームページから
	3-2 リターナブル（リユース）容器の普及促進	(1) 既存のリターナブル容器製品のPR等利用促進 (2) 新たなリターナブル容器システムの構築 (3) リユースカップ・システム等の推進 (4) 移動食器洗浄車などリユース食器システムの整備・活用 (5) エコイベントの推進	1. 食器洗浄車の派遣やリユース食器の活用 ■ワケルモービル：仙台市 ○食器洗浄車を市内のイベントに派遣 ■リユース食器の貸出：NPO法人デポネット三重 2. エコイベントマニュアルの作成 ■三重県 ○県が開催するどのイベントも環境に配慮したイベント「エコイベント」となるようエコイベントマニュアルを作成 ■横浜市 ○具体的な分別区分、リユースカップ・リユース食器の申込み方法、ごみ処理の委託方法等を具体的に明記している。また、イベントごみを事業系ごみと位置付けている。 ■仙台市 <u>○横浜市と同様に、具体的な分別区分、ワケルモービルの利用申込先、ごみ処理の委託方法等を具体的に明記している。あわせて、イベントごみを事業系ごみと位置付けている。</u> <u>○エコイベント環境学習支援として、ワケルモービル（リユース食器と食器洗浄機が付いた車）、分別ステーション、のぼり、パネル等を地域団体、学校、NPO等へ貸出している。</u> <u>○プロサッカーJリーグチーム「ベガルタ仙台」の仙台スタジアムでの主催試合において、スタジアムから出るごみの削減を図り、最終的にはごみ減量のためのシステムづくりを目指して、仙台市の環境社会実験としてプロジェクト2003～2004年度に実施している。（財団法人 みやぎ・環境とくらし・ネットワーク（MELON）ホームページから）</u>	<u>○大規模なイベントだけでなく、地域の祭り等の単位でのエコイベントの実施が重要である。（仙台市では、地域のイベントに分別ステーション、のぼり、パネルの貸出を実施している）</u>

基本方向	具体的内容	基本的取組の具体的な内容	事例	施策の特徴
<p>【基本方向 4】 容器包装ごみの減量・再資源化</p>	<p>4-2 容器包装の削減・簡素化の推進</p>	<p>(1) 製造・流通・販売等の事業活動における工夫や改善の実施 (2) 容器包装の削減・簡素化を促す消費活動の実践</p>	<p>1. 容器包装ダイエット宣言 ■九都県市</p> <p>容器包装ダイエット宣言とは？</p> <p>現在、日本の一般家庭から出るゴミの多くは、商品の容器や包装が占めています。ゴミを減らすためには、企業は、商品化、流通、販売など、全ての段階で容器・包装を軽量化し、ゴミをできるだけ出さない、消費者は、ゴミになる容器・包装の少ない商品を減らさず持つ、という姿勢が求められます。</p> <p>私たち九都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市)がすすめている「容器包装ダイエット宣言」は、容器、包装を軽量化(ダイエット)し、ゴミを減らす努力をしていく、という宣言です。すでに多くの企業がこの宣言に賛同し、実際に行動をおこなっています。</p> <p>環境のために努力する企業の取り組みを応援し、リデュースの輪を広げていきましょう。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div data-bbox="1418 583 1644 655" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 容器包装の減量化に 取り組む意義についてはこちら </div> <div data-bbox="1691 583 1917 655" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 容器包装ダイエット宣言 企業事例紹介はこちら </div> </div> <p>○各企業が自主的に実施する容器包装の削減の取組を九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）のホームページで紹介</p> <p>2. 市民団体等が事業所の活動を審査するエコショップ認定制度 ■水俣市（熊本県）、新城市（愛知県）</p> <p>○通常のエコショップは事業所からの申請だけで認定されるが、市民団体等が審査員となり審査後に認定する</p>	<p>○参加する企業に対するメリットをどう生み出すかが課題である。</p>

基本方向	具体的内容	基本的取組の具体的な内容	事例	施策の特徴
【基本方向5】 生ごみの再資源化	5-1 生ごみの堆肥化・飼料化	(1) 家庭の生ごみ堆肥化システムの構築	1. 生ごみの分別による堆肥化 ■ レインボープラン：長井市（山梨県） ○H9から事業を開始。コンポストセンターへポリバケツに回収された生ごみを投入。資源化の主体は長井市であり、堆肥は農家等に引き渡され、一部は市内直売場で販売し地域循環の形成を目指している。なお、現在は中心市街地をモデル地区として実施。 原料：生ごみ＋畜糞＋もみ殻＝1,582 t (H18) 堆肥生産量：400 t (H18) 堆肥化施設：9 t/日（4.3億円） 維持管理費：23.4千円/t (H18投入量当たり) 生ごみ投入量：952 t (H18) 出典：ごみ減量資源化推進事業報告書(滋賀県 H20) ■ 甲賀市（滋賀県） ○H14から合併前の水口町でスタート。全市を生ごみの分別収集対象としているが、自治会単位で取り組む方針が固まった地区が参加することになっており、現在の甲賀市の生ごみ分別参加世帯率は25%。 原料：生ごみ＋剪定枝＋給食センター＝718 t (H18) 堆肥生産量：263 t (H18) 堆肥化施設：22.2/日 維持管理費：161.3千円/t (収集費含むH18投入量当り) 生ごみ投入量：769 t (H18) 出典：ごみ減量資源化推進事業報告書(滋賀県 H20) 2. 住民団体が主体となった生ごみ堆肥化 ■ 輪之内町(岐阜県) ○エコドームに設置された生ごみ処理機（200kg/日）をNPO法人ピープルコミュニティが維持管理して堆肥化。生ごみの回収もNPOが行っている。 維持管理費：5.7千円/t (収集費含むH18投入量当り) 生ごみ投入量：35 t (H18) 出典：ごみ減量資源化推進事業報告書(滋賀県 H20) ■ はちがめプラン：伊万里市（佐賀県） ○収集から堆肥化までNPO法人伊万里はちがめプランが行っている。収集対象は家庭系だけでなく事業系も対象とし、生産した堆肥は学校に無償提供したり、農産物直売場で販売している。なお、堆肥化の負担金として排出先から500円/月を受け取っている。 原料：家庭系62.2 t＋事業系602.8 t 堆肥生産量：300 t (H18) 堆肥化施設：22.2/日 生ごみ投入量：665 t (H18) 出典：ごみ減量資源化推進事業報告書(滋賀県 H20)	○生ごみから生産された堆肥の活用が課題である。なお、生ごみの収集や施設の維持管理をNPOに委託している都市もある。
		(2) 事業者と地域産業との生ごみ堆肥化ネットワークの構築	1. 地域産業と連携した生ごみ堆肥化 ■ 鳥羽市 ○H20に市内の旅館・ホテルに100kg/日の生ごみ処理施設を設置補助。 ○旅館及び関連食品事業所から排出される生ごみの養殖魚の飼料化による地域循環を目指している。	○ <u>地域内循環の輪づくりとして成果が期待される。</u>

基本方向	具体的内容	基本的取組の具体的な内容	事例	施策の特徴
【基本方向5】 生ごみの再資源化 (続き)	5-2 生ごみのエネルギー利用	(1) 生ごみバイオガス化に向けた調査の実施 (2) 生ごみバイオガス化発電等の実証試験の実施 (3) 生ごみバイオガス化発電等の導入	1. 生ごみのバイオガス化 ■ 中空知衛生施設組合：北海道 ○人口約9万人の規模で、生ごみをパッカー車で週2回収集し、高速メタン発酵処理してバイオガスを得ている。バイオガスは発電ボイラー(80kw×5基)の燃料として使用している。 原料：家庭系生ごみ5,021t＋事業系生ごみ2,486t＝7,507t (H18) 堆肥生産量：300t (H18) 施設規模：55t/日 (17億円) 維持管理費：23.1千円/t (H18投入量当たり) 生ごみ投入量：7,507t (H18) 残渣：1,491t 出典：ごみ減量資源化推進事業報告書(滋賀県 H20)	○異物混入対策や堆肥の需要先の確保の問題は生ごみ堆肥化より軽減される。しかし、メタン発酵は通常の焼却施設に比べると費用が割高である。また、メタン発酵による残渣や排水処理が必要となり、これらに要する費用の占める割合が高いため、焼却施設の立地や下水道への放流が可能かどうかなどが事業採算性に大きく影響する。
		(4) 廃食用油のBDF化による活用	1. BDF化の取組 ■ 竜王町（滋賀県） ○町内全域を対象に、家庭から排出される廃食用油を2ヶ月に1度分別収集。町内67カ所のステーションから廃食用油をポリタンクで町職員が回収(6,400ℓ/年 H18)する。回収した廃食用油からBDFの製造はバッチ式の製造設備で町職員が行っている。平成17年度からは近江鉄道バスへもBDFを供給している。他は、公用車等で利用し、平成19年4月～12月の総消費量は5,253ℓで、近江鉄道バスは44%を占める。 ■ 油藤商事(株)（滋賀県） ○民間のガソリンスタンドの経営者がBDFに取り組んでいる。月間生産量は6,000ℓであり、BDFは廃食用油回収先の事業所へ自社のガソリンスタンドで給油(B5)している。 ※B5：軽油にBDFを5%混入 出典：BDFの利用に関する基礎調査(大阪府 H19)	○地域循環の仕組みづくりのためには、廃食用油の回収システムの構築が課題である。

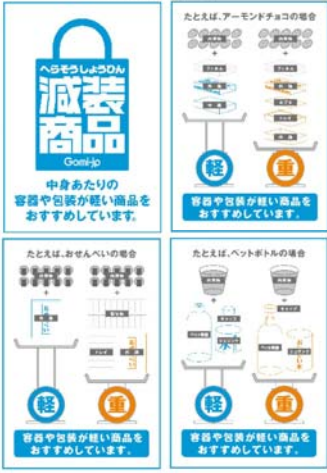

基本方向	具体的内容	基本的取組の具体的な内容	事例	施策の特徴
【基本方向6】 産業・福祉・地域づくりと一体となったごみ減量化の推進	6-1 ローカルデポジット制度の導入	(1) 商店街、中心市街地等における飲料容器デポジット制度の導入 (2) 観光地等における飲料容器デポジット制度の導入	1. ローカルデポジット制度の導入 ■姫島村（大分県） ○昭和59年に識別シールを使用した10円のデポジット額で始められた。デポジット制度は現在では村内に定着し、回収率は約90%である。	<u>○ローカルデポジットの管理運営を自治体で広範囲に実施するには負担が大きい。</u>
	6-2 障がい者や高齢者等のごみゼロ活動への参画促進	(1) 障がい者や高齢者の支援と連携したリサイクル事業の展開 (2) 元気な高齢者等の活力をごみゼロに活かす仕組みづくり	1. 障がい者や高齢者の支援と連携したリサイクル事業の展開 ■NPO法人みどりの家（四日市市） ○障がいを持つ人が、いつも地域市民とふれ合いながら共に活動できる「じゅんかん福祉事業」を実践している。四日市市日永のSCカヨーと鈴鹿市算所のSCハンターにスペースを提供してもらい、資源回収、環境・健康にやさしいものづくりを行っている。	<u>○行政の福祉、環境、廃棄物、経済等の関連部局の連携が重要である。</u>
	6-3 ごみゼロに資する地域活動の活性化促進	(1) 地域通貨の仕組みを活用したリサイクルの推進 (2) コミュニティ単位でのごみゼロ活動の促進	1. 地域通貨の仕組みを活用したリサイクル ■ペパ：NPO法人新聞環境システム研究所（福岡市等） ○古紙を地域通貨ペパと交換することで、ごみ減量と資源循環を推進する事業を行っている。排出者の番号を表示するバーコードを貼った古新聞の束を所定の場所に排出すれば、重量に応じてポイント（1kg=1ポイント）が加算され、30ポイント貯まれば地域通貨「30ペパ紙幣（30ペパ紙幣1枚は80円相当）」1枚を受け取ることができる。30ペパ紙幣は、路線バス、鉄道の乗車割引、生分解性ごみ袋との交換、地元物産直売所の割引等に利用できる。約340世帯から1カ月に約4.6tの古新聞を回収している。 ■NPO法人伊万里はちがめプラン（伊万里市（佐賀県）） ※p.10 5-1(1)2参照 ○家庭、事業所で排出される生ごみの有料回収を行っているはちがめプランの活動において、生ごみ分別に協力した人への謝礼として、平成15年6月に地域通貨ハッチーを導入した。生ごみ分別に協力する一般家庭に、ハッチーを還元している。（1家庭に対して、年間30ハッチーを発行している。）その他イベント（菜種収穫等）などに参加した子ども達やボランティアグループのメンバーへの謝礼として、1日の参加で5ハッチーを配っている。ハッチーは、市内の協力店舗（平成17年2月現在63店舗）で割引券などとして利用できる。	<u>○地域通貨には、環境保全活動や福祉活動等の理念的活動を支える機能や人と人の相互交流を深める役割がある一方で、貨幣的価値や使い勝手が求められることもあり、その運営形態を十分に検討する必要がある。</u> <u>使い勝手を優先する場合は、カード発行費用等の初期設備投資が必要となる可能性がある。</u>
(3) 基金による地域住民活動の支援	1. 環境ファンドによる住民活動の支援 ■福岡市 ○「福岡市環境市民ファンド条例」（H17.4）に基づき創設された制度で、未来の子ども達に美しい地球環境を残すため、地域やボランティア団体などが主体的に行う環境活動を支援し、地域に根ざした環境活動を展開するとともに、住みよい地域環境をつくるため、ごみ減量・リサイクル、環境保全等の事業を行うために設けられた基金である。基金は、寄付金（640万円）及び一般財源（約11億円）を積み立てている。	○基金として、家庭系ごみの有料化による収入を活用している都市が多い。		

基本方向	具体的内容	基本的取組の具体的な内容	事例	施策の特徴
<p>【基本方向6】 産業・福祉・地域づくりと一体となったごみ減量化の推進 (続き)</p>	<p>6-4 民間活力を活かす拠点回収システムの構築</p>	<p>(1) 店頭回収システムによるリサイクルの促進 (2) NPO・事業者・行政の連携による資源物拠点回収システムの構築</p>	<p>1. 事業者と連携した資源等の回収システム</p> <p>■東大阪市（大阪府） ○市内電気店と連携して、廃蛍光管と廃乾電池を回収。回収した物は市が収集し、野村興産等へ運搬する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>市内99店舗（量販店含まず）(H20.4現在) 平成19年度回収量：廃蛍光管18t 廃乾電池10t</p> </div> <p>■仙台市 ○古紙の回収庫を公共施設や民間施設に設置するとともに、民間の協力事業所（新聞販売店、古紙回収業者等）の協力を得て回収ステーションに位置付け、ホームページ等で回収場所を紹介</p>	<p>○民間事業者の協力を得る必要があるが、最近では<u>蛍光管の回収事業等に取組む自治体が増えつつある。</u></p>
<p>【基本方向7】 公正で効率的なごみ処理システムの構築</p>	<p><u>7-1 ごみ処理の有料化等経済的手法の活用</u></p>	<p><u>その他</u></p>	<p><u>1. 家庭ごみと事業系ごみの仕分けの明確化</u></p> <p>■川崎市（再掲） ○住居併用事業所は、事業系ごみと家庭系ごみを別々に排出（事業系ごみは許可業者へ）</p> <p>■横浜市 ○届け出すことにより、市が収集（小規模の住居併置事務所・店舗から出るごみ）。 <u>住居と併置する事務所／従業員が同居の親族等で構成／ごみの量が常時一日平均「家庭ごみ・事業ごみ」合わせて5kg未満又は、「事業系ごみ」が3kg未満</u></p> <p><u>2. 有料指定袋により市が収集</u></p> <p>■三鷹市（東京都） ○登録した少量排出事業所のごみを有料指定収集袋（例：45ℓ 260円/枚）で市が収集</p>	<p>○家庭ごみに混入している事業系ごみの仕分けをきちとんとすることにより家庭系ごみを減量するとともに、<u>事業者の排出責任を明確にする。</u></p>

基本方向	具体的内容	基本的取組の具体的な内容	事例	施策の特徴															
<p>【基本方向7】 公正で効率的なごみ処理システムの構築 (続き)</p>	<p>7-3 地域密着型資源回収システムの構築 (続き)</p>	<p>(1) 資源回収ステーションの設置・運営 (続き)</p>	<p>1. 住民が出しやすい資源回収拠点の整備 ■常時開設のリサイクルステーション：京都市 ○平成20年4月から、京都市では、「てんぷら油」、「蛍光管」、「乾電池」、「一升びん・ビールびん」、「紙パック」、「小型家電（ICレコーダー、携帯電話・PHS、デジタルカメラ等）」、「刃物（はさみ、包丁、カッターナイフ等）」、「古着（古着、古布、タオル、シーツ等）」、「記憶媒体（CD、DVD、フロッピー、ビデオテープ等）」の9品目の資源物を、平日はもちろん、土曜・日曜・祝日も常時回収する『上京リサイクルステーション（旧上京まち美化事務所を活用）』を開設。さらに、家庭で処分に困った廃棄物についての相談窓口を併設。リサイクルステーションを利用できる日時は、平日：午前9時から午後5時まで。土・日・祝：午前9時から午後4時まで（資源物回収拠点の利用日時。相談窓口は平日のみ）で年末年始は、閉館。 （出典）京都市ホームページ</p> <p>■リユース&リサイクルステーション：NPO法人中部リサイクル運動市民の会 ○リユース&リサイクルステーションでは、家庭から排出される11品目の資源を回収。会場は、名古屋市内46会場、津島市4会場（H10.10現在）。原則毎月2回の定期回収。運営は、スーパーや商店街などに会場提供、回収当日の市民リサイクラー（有償ボランティア）、企業・名古屋市から運営費・告知などの協力を得て運営。（H3.9から実施）</p>	<p>○分別収集の補助的要素として、資源回収ステーションの整備に力を入れる自治体が増えてきている。</p>															
		<p>(2) 地域ニーズに対応した集団回収の促進</p>	<p>1. 役員に負担のかからない集団回収システムの構築 ■神戸市、名古屋市、鳥羽市ほか ○集団回収は一般的に世話役となる役員の負担が大きく、さらに、高齢化により集団回収を支えるのが困難になってきているとともに、子ども会、PTA等の地域組織に加わっていない住民にとっては参加しにくいという声もある。このため、従来からの地域による回収活動への支援措置も残しながら、古紙回収業者が主体となり役員の負担軽減を図った活動へも支援している。</p> <p>○集団回収量 神戸市：119g/人/日（H20） 名古屋市：134g/人/日（H20）</p>	<p>(神戸市の例)</p> <p>0. 回収方式と助成金の額について、詳しく教えて！</p> <p>※回収方式は2種類あり、それぞれ助成金の額が異なります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>回収方式</th> <th>回収品目</th> <th>助成金 @回収1kgあたり 団体</th> <th>業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. 拠点回収方式</td> <td>古紙3品 新聞(折込チラシ等)、 雑誌(雑誌、古本、封筒、 パンフレットなど)、 段ボール</td> <td>2円</td> <td>2円</td> </tr> <tr> <td>その他 牛乳パック、古布、 アルミ缶 など</td> <td>3円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2. 各戸回収方式</td> <td>古紙3品 新聞(折込チラシ等)、 雑誌(雑誌、古本、封筒、 パンフレットなど)、 段ボール</td> <td>1円</td> <td>3円</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆地域内に集積場所を決めて、資源を回収します。 ◆集積場所を決めるにあたっては、皆さんがよく知っているところ、できれば安全で、分別もできるような広い場所が理想的です。 ◆回収品目は、全品目とも団体が任意で決めます。</p> <p>◆自宅前に出すため、重たい紙を運ぶ必要がありません。 ◆立ち寄りなどのお話をさせていただく手間が不要です。 ◆雨天でも回収します。 ◆集合住宅や道路の狭い地域、道路勾配の急な地域などでは、実施できません。 ◆拠点回収方式への移行まで、暫定的に実施します。</p>	回収方式	回収品目	助成金 @回収1kgあたり 団体	業者	1. 拠点回収方式	古紙3品 新聞(折込チラシ等)、 雑誌(雑誌、古本、封筒、 パンフレットなど)、 段ボール	2円	2円	その他 牛乳パック、古布、 アルミ缶 など	3円	—	2. 各戸回収方式	古紙3品 新聞(折込チラシ等)、 雑誌(雑誌、古本、封筒、 パンフレットなど)、 段ボール	1円	3円
回収方式	回収品目	助成金 @回収1kgあたり 団体	業者																
1. 拠点回収方式	古紙3品 新聞(折込チラシ等)、 雑誌(雑誌、古本、封筒、 パンフレットなど)、 段ボール	2円	2円																
	その他 牛乳パック、古布、 アルミ缶 など	3円	—																
2. 各戸回収方式	古紙3品 新聞(折込チラシ等)、 雑誌(雑誌、古本、封筒、 パンフレットなど)、 段ボール	1円	3円																
	<p>7-4 地域のごみ排出特性を踏まえたごみ行政の推進</p>	<p>(1) ごみ排出特性の把握・活用 (2) 市町ごみマップ活用</p>	<p>1. 地域ごみ排出量マップの作成 ■福岡市 ○パッカー車にセンサーを付け、校区別にごみ排出量等を把握して福岡市のホームページに掲載していたが、ごみ排出量も減少したことから平成20年度末で廃棄物情報マップシステム事業を終了した。 〔廃棄物情報マップのイメージ〕</p> <p>(出典) 福岡市廃棄物試験研究センターホームページ</p>	<p>○同方式による収集量の把握は、門真市（大阪府）、大分市（大分県）で導入している（情報マップ化は未導入）</p>															

基本方向	具体的内容	基本的取組の具体的な内容	事例	施策の特徴
<p>【基本方向8】 ごみ行政への県民参画と協働の推進</p>	<p>8-1 住民参画の行動計画づくり</p>	<p>(1) 住民参画による市町ごみ処理基本計画の策定 (2) 住民・事業者・行政の協働組織を核とした活動の展開 (3) 地域でごみ減量化に取り組む住民、NPO等の相互交流の場づくり</p>	<p>1. 住民参画による市町村ごみ処理基本計画 ○住民がつくるごみ処理基本計画策定委員会等を立ち上げ、住民参画により策定された市町村ごみ処理基本計画の例として以下の計画があげられる。 日進市ごみ処理基本計画（H14） 津島市ごみ処理基本計画（H15） 西春町ごみ処理基本計画（H15） ※現在は北名古屋市 <u>桑名市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（H17）</u> <u>東員町ごみゼロプラン（H18）</u></p>	<p>○<u>計画づくりの委員として市民公募をしている自治体は多いが、計画づくりを市民の手でしている自治体は少ない。</u></p>
	<p>8-2 レジ袋削減・マイバック運動の展開</p>	<p>(1) レジ袋ないない運動の展開</p>	<p>1. 有料化条例の制定 ■杉並区（東京都） ○三重県では協定方式によりレジ袋の削減に取り組んできたが、杉並区では、平成19年1月には、サミット成田東店でレジ袋有料化の実証実験を行った結果、マイバック等持参率80%以上を記録し、レジ袋有料化がレジ袋削減に有効であることが確認され、レジ袋有料化に踏み切る事業者が相次いでいる。区は、この実験結果をもとに、レジ袋有料化を推進する条例を制定し、平成20年4月1日より施行した。</p> <div data-bbox="1403 961 2309 1367" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>～条例のポイントは？～ この条例のポイントは、以下の3項目です。</p> <p>1. 条例対象事業者 レジ袋削減を義務付けられたレジ袋多量使用事業者とは ①前年度のレジ袋の使用枚数が20万枚以上である ②食料品等販売業の許可を得ている ③マイバック等持参率が60%に達していない以上3つの条件を満たした事業所を有する事業者です。（条例第2条及び規則第4条）</p> <p>2. 「レジ袋有料化等計画書」及び「レジ袋有料化等結果報告書」 1に該当する事業者は、2年計画でマイバック等持参率60%を達成するために「レジ袋有料化等計画書」を提出し、毎年度、取組および削減状況を記した「レジ袋有料化等結果報告書」を提出することが義務化されています。（条例第6条～第8条及び規則第5条）</p> <p>3. 勧告及び公表 区は、計画書を提出しない事業者、虚偽の記載をした事業者、立入調査等を拒んだ事業者、また、レジ袋有料化等の取組が著しく不十分な事業者に必要な措置を取るよう勧告を行い、勧告に従わない事業者を公表することができます。（条例第15条及び第16条）</p> </div>	<p>○<u>有料化の条例を制定しているのは杉並区のみ。</u></p>

基本方向	具体的内容	基本的取組の具体的な内容	事例	施策の特徴
<p>【基本方向 8】 ごみ行政への県民参画 と協働の推進 (続き)</p>	<p>8-2 レジ袋削減・マイバッ グ運動の展開 (続き)</p>	<p>(1) レジ袋ないない運動の展開 (続き)</p>	<p>2. 食品ロスの削減 ■「おいしいふくい食べきり運動」(福井県) ①運動展開の経緯 ごみの減量を推進として、ごみ中の3～4割を占める生ごみ対策を推 進するため、食品ロスの発生抑制に向け、平成18年度から「おいしいふ くい食べきり運動」を展開している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「おいしいふくい食べきり運動」</p> <p>◆県民への呼びかけ</p> <p>◎家庭での取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○食材を購入するときは気をつける <ul style="list-style-type: none"> ・買い物に出かける前に、冷蔵庫の確認 等 ○食事のあとに気をつける <ul style="list-style-type: none"> ・調理くずは再調理し、工夫して食材を使い切る 等 ○食事の時に気を付ける <ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ家族そろって食べる 等 <p>◎外食時の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食べきれないと思った時は、「小盛り出来ますか？」 等 <p>◎宴会時の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出席者の性別や年齢などを店側に伝え、適量注文を心掛ける 等 <p>◆お店の方々へのお願い</p> <p>※以下の取組のような、食べ残しを減らす取組を行ってもらえる飲食店、料 理店、ホテル等のお店へ、「おいしいふくい食べきり運動」協力店登録を依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「小盛りできます」、「食べられないものがあれば相談してください」などの メニューへ表示 ・持ち帰りできる形での料理の注文があった場合に、食中毒の危険がない料理 を折り詰めなどで持ち帰り用として提供 ・食べ残しが減るような意識啓発の店内表示、呼びかけ </div> <p>②運動の展開による効果の把握 協力店の97店(50%)から5%以上の減少効果があったと回答を得てい る。</p> <p>③類似の取組を展開する自治体</p> <ul style="list-style-type: none"> □「ちば食べきりエコスタイル(ちば食べエコ)」(千葉県) □「食べ残しを減らそう県民運動」(長野県) □「おいしいとやま食べきり運動(たベキリン)」(富山市) 	<p>○一般的に重量比でごみの3から4割 を厨芥類が占め、その厨芥類の3～ 5割(食品由来の廃棄物1,900万tの うち食品ロス500～900万t…出 典:「食品ロスの削減に向けて」(農 林水産省 H21.3))を食品ロスが占 めるので、完全に施策効果が発揮さ れば1～2割のごみが削減でき、 施策効果は大きい。</p> <p>○食べられる食料品(食品ロス)を削 減する取組は、福井県、千葉県等で既 に取り組まれているが、外食産業と家 庭における取組に限定されている感も あり、食料品の生産・加工・流通・販 売・調理・消費に関わる全ての分野に おける、食料品の削減の取組を展開す ることが重要である。また、廃棄物の 削減だけでなく、農林水産業の振興、 食育の推進、環境教育・学習の推進等、 あらゆる部門と連携して事業を展開す る必要がある。</p>

基本方向	具体的内容	基本的取組の具体的な内容	事例	施策の特徴
<p>【基本方向8】 ごみ行政への県民参画と協働の推進 (続き)</p>	<p>8-3 ごみゼロに資するNPO、ボランティア等の活動推進</p>	<p>(1) NPO等の創意工夫を生かす協働事業の推進 (2) ごみ行政におけるNPO等との連携・協働の推進 (3) ごみゼロNPOマップの作成 (4) 自分たちの活動が地域社会で役立っていることを実感させる仕組みづくり</p>	<p>1. NPO等の創意工夫を生かす協働事業の推進</p> <p>■NPO法人ごみじゃぱん（神戸市）</p> <p>○NPO法人ごみじゃぱん（神戸市）が中心となった取組である。</p> <p>○生協、ダイエー、ジャスコ等の協力を得て、小売店で販売されている商品の容器包装の重さを量り、容器包装が減量化されている商品を「減装商品」として推奨する。</p> <p>○店頭のパスター等で「減装商品」を消費者に伝え購買を促す。</p> <p>○消費者が「減装商品」を選んで買うことを減装（へらそう）ショッピングとして普及していくことを目的としてNPO法人ごみじゃぱんが活動している。</p>  <p>出典：NPO法人ごみじゃぱんホームページ</p> <p>■Omonエココイン（名古屋市）</p> <p>○資源リサイクルを目的としたリサイクルステーションの運営、各個店における環境に配慮したサービスの実施、また独自に開発したエココインと情報システム「Omonナビ」を連動させたサービスチケットの発行など、環境をテーマにさまざまな活性化の取組を実施。</p> <p>出典：新大門商店街ホームページ</p> <p>■みんなでマイボトル運動（埼玉県）</p> <p>○ペットボトルなどの使い捨て容器のごみを削減するために実施している「みんなでマイボトル運動」を実施。協力店は、事業者による協力宣言方式により、県と簡易な協定を締結（平成21年10月現在で205店舗が協力）。</p>  <p>出典：埼玉県ホームページ</p>	<p>○NPO等が行政、大学、事業者と連携した取組が少しずつ増えてきている。</p>

基本方向	具体的内容	基本的取組の具体的な内容	事例	施策の特徴
<p>【基本方向9】 ごみゼロ社会を担う ひとづくり・ネット ワークづくり</p>	<p>9-1 環境学習・環境教育の充 実</p>	<p>(1) 環境学習・環境教育のツ ール・プログラム等の開発 (2) 20年後のライフスタイル体 験プログラムの実施 (3) 「こどもエコクラブ」の活動 と「ごみゼロ」推進との連携強 化 (4) 家庭における環境学習・教育 の推進 (5) 三重県環境学習情報センター の機能の充実と活用</p>	<p>1. 企業と学校等の関係機関が連携して環境学習を推進</p> <p>■NPO法人こども環境活動支援協会（LEAF）（西宮市（兵庫県））</p> <p>○西宮市では、NPO法人こども環境活動支援協会（LEAF）が、会員企業の清酒メーカーや食品メーカー等の協力を得て、市内の小中学校で環境学習支援プロジェクトを実施。</p> <p>■授業実施までの流れ</p> <p>1. 環境学習プログラムの企画・準備 分科会ごとに企画会議を行い、企業メンバーをはじめ実施校の担当教員や保護者を交えながら子どもへの学習プログラムを考えます。</p> <p>2. 学校での環境学習プログラム実施 分科会ごとに、市内の小中学校の総合的な学習の時間の中などで、子どもたちに環境学習の授業を行います。</p> <p>3. 授業実施後のふりかえり 分科会ごとに、実施後の感想や今後に向けての話し合いを行います。</p> <p>■授業スケジュール 子どもたちに身近なテーマや地域性を考慮して設定された6つの分科会ごとに企業などのメンバーや授業実施校の担当教員、保護者などが集まり、西宮市内の小学生～高校生を対象に授業を行っています。</p> <p>①テーマ「明るい未来のために～身近な環境への取り組み～」（「衣」「食」「住」と合同） 協力企業（株）アンリ・シャルバンティエ、（株）チクマ、中北幸環境・建築研究所 武庫川女子大学附属高等学校2年生：6月3日（土）</p> <p>②テーマ「明るい未来のために～エコなくらし～」（「住」と合同） 協力企業 グンゼ（株）、（株）チクマ、中北幸環境・建築研究所、難波電機電気工業（株）、（有）村田堂 武庫川女子大学附属高等学校2年生：12月2日（土）</p> <p>①テーマ「明るい未来のために～身近な環境への取り組み～」（「衣」「食」「住」と合同） 協力企業（株）アンリ・シャルバンティエ、（株）チクマ、中北幸環境・建築研究所 武庫川女子大学附属高等学校2年生：6月3日（土）</p> <p>②テーマ「食は生命の輝き」 協力企業 生活協同組合コープこうべ、大栄サービス（株）、NPO法人こども環境活動支援協会 西宮市立甲陽園小学校5年生：11月24日（金）</p> <p>③テーマ「食は生命の輝き～『もったいない』から考えよう～」 協力企業 伊藤ハム（株）、生活協同組合コープこうべ、大栄サービス（株）、NPO法人こども環境活動支援協会 西宮市立東山台小学校5年生：2月5日（金）</p> <p>①テーマ「明るい未来のために～身近な環境への取り組み～」（「衣」「食」「住」と合同） 協力企業（株）アンリ・シャルバンティエ、（株）チクマ、中北幸環境・建築研究所 武庫川女子大学附属高等学校2年生：6月3日（土）</p> <p>②テーマ「明るい未来のために～エコなくらし～」（「衣」と合同） 協力企業 グンゼ（株）、（株）チクマ、中北幸環境・建築研究所、難波電機電気工業（株）、（有）村田堂 武庫川女子大学附属高等学校2年生：12月2日（土）</p> <p>（出典）特定非営利活動法人こども環境活動支援協会（LEAF）ホームページ</p>	<p>○<u>学校教育の現場だけでなく事業者と連携することにより幅広い分野の環境教育の取組が可能となる。</u></p>

基本方向	具体的内容	基本的取組の具体的な内容	事例	施策の特徴														
<p>【基本方向9】 ごみゼロ社会を担う ひとづくり・ネット ワークづくり (続き)</p>	<p>9-1 環境学習・環境教育の充 実 (続き)</p>	<p>(1) 環境学習・環境教育のツ ール・プログラム等の開発 (2) 20年後のライフスタイル体 験プログラムの実施 (3) 「こどもエコクラブ」の活動 と「ごみゼロ」推進との連携強 化 (4) 家庭における環境学習・教育 の推進 (5) 三重県環境学習情報センター の機能の充実と活用 (続き)</p>	<p><u>2. 学校版ISOの普及（再掲）</u> <u>■所沢市（埼玉県）</u> ○学校版環境ISOプログラムは、平成13年11月、市と教育委員会が共同して 開発した。ISO14001環境マネジメントシステムに準拠しながら、プログラ ムの策定や運用にあたっては、児童・生徒にも取り組みやすいよう「教 育的な配慮」を重視している。また、学校版環境ISOプログラムの導入に より、環境パフォーマンスの向上が認められた学校は「地球にやさしい 学校」に認定され、省エネルギー・省資源活動によって節約できた光熱 水費に見合う金額（一定額）が、「環境教育推進費」として、認定の翌年 度から支給（いわゆる、フィフティ・フィフティ制度）されることにな っている。（全48校で実施） <u>■福井市（福井県）</u> ○「福井市学校版環境ISO認定制度」とは、市立の幼・小・中学校にお ける環境教育、環境保全活動を総合的かつ効果的に進めるために、「福井市」 と「福井市環境パートナーシップ会議」が協働で考案・創設した制度で、 環境マネジメントシステムの国際規格「ISO14001」の骨格となっているP DCAサイクルを利用した仕組みとなっている。 平成17年度のモデル事業を経て、平成18年度に18校が、平成19年度に20 校、20年度に30校が取り組みはじめ、現在、市立の幼・小・中学校全68 校が福井市学校版環境ISO認定制度により環境教育、環境保全活動を 進めている。</p> <div data-bbox="1389 1098 2320 1711"> <p>福井市学校版環境ISO認定制度の概要</p> <p>本制度は、ISO14001の「PDCAサイクル」の考え方をプログラムに反映させ ており、プログラムに則して取り組んでいる市立の幼稚園、小学校及び中学校（以下「学 校等」という）を認定する流れになっています。</p> <p>全体フロー図</p> <table border="1" data-bbox="1855 1123 2320 1585"> <caption>実行する取組項目（例）</caption> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>取組項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">環境 教育</td> <td>省エネルギー・省資源活動が体験できる授業を行う。</td> </tr> <tr> <td>教職員を対象とする環境問題や環境教育に関する研修を行う。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">省エ ネル ギ</td> <td>使用していない教室や廊下、トイレなどの照明をこまめに消す。</td> </tr> <tr> <td>プリントを印刷するときは必要な枚数を確認する。</td> </tr> <tr> <td>片面を使用した用紙で、可能なものは裏面を利用する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">リ サイ クル</td> <td>地域のごみ分別ルールに従って分別する。</td> </tr> <tr> <td>学校の備しではごみが少なくなるように工夫する。</td> </tr> <tr> <td>環 境 保 全 活 動</td> <td>学校で取り組んでいる環境学習、環境保全活動について園児・児童・生徒 の保護者に伝達する。 家庭で実践できる環境保全活動について園児・児童・生徒の保護者に案内 し、協力を求める。</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p><u>(福井市学校版環境ISOの手引きから)</u></p>	分類	取組項目	環境 教育	省エネルギー・省資源活動が体験できる授業を行う。	教職員を対象とする環境問題や環境教育に関する研修を行う。	省エ ネル ギ	使用していない教室や廊下、トイレなどの照明をこまめに消す。	プリントを印刷するときは必要な枚数を確認する。	片面を使用した用紙で、可能なものは裏面を利用する。	リ サイ クル	地域のごみ分別ルールに従って分別する。	学校の備しではごみが少なくなるように工夫する。	環 境 保 全 活 動	学校で取り組んでいる環境学習、環境保全活動について園児・児童・生徒 の保護者に伝達する。 家庭で実践できる環境保全活動について園児・児童・生徒の保護者に案内 し、協力を求める。	
分類	取組項目																	
環境 教育	省エネルギー・省資源活動が体験できる授業を行う。																	
	教職員を対象とする環境問題や環境教育に関する研修を行う。																	
省エ ネル ギ	使用していない教室や廊下、トイレなどの照明をこまめに消す。																	
	プリントを印刷するときは必要な枚数を確認する。																	
	片面を使用した用紙で、可能なものは裏面を利用する。																	
リ サイ クル	地域のごみ分別ルールに従って分別する。																	
	学校の備しではごみが少なくなるように工夫する。																	
環 境 保 全 活 動	学校で取り組んでいる環境学習、環境保全活動について園児・児童・生徒 の保護者に伝達する。 家庭で実践できる環境保全活動について園児・児童・生徒の保護者に案内 し、協力を求める。																	

基本方向	具体的内容	基本的取組の具体的な内容	事例	施策の特徴
<p>【基本方向9】 ごみゼロ社会を担う ひとづくり・ネット ワークづくり (続き)</p>	<p>9-1 環境学習・環境教育の充 実 (続き)</p>	<p>(1) 環境学習・環境教育のツ ール・プログラム等の開発 (2) 20年後のライフスタイル体 験プログラムの実施 (3) 「こどもエコクラブ」の活動 と「ごみゼロ」推進との連携強 化 (4) 家庭における環境学習・教育 の推進 (5) 三重県環境学習情報センター の機能の充実と活用 (続き)</p>	<p>3. 県内小学校等でのごみに関する活動例 <u>○堆肥化センターや生ごみ処理機で生産した堆肥を活用して、学級菜園等 で野菜・稲作栽培を体験</u> <u>○施設見学でごみの行方を調査し、見学グループでテーマを決めて、ごみ 減量等の伝えたいことを全校へ発信し、みんなで取り組む</u> <u>○ごみ分別体験として、教室に分別用ごみ箱を設置</u></p> <p>4. 食育とリンクしたごみ減量の取組 <u>○『親子でエコ・クッキング』を開催。毎日3食のご飯、調理で出る生ごみ の減量を親子で考えてもらおうと企画（財団法人 みやぎ・環境とくらし・ ネットワーク(MELON)ホームページから）</u> <u>○マイはし・マイスプーン運動</u> <u>宇部市では食育推進のひとつとして、子ども達に食の大切さを知らせ、 基本的な食週間、正しい食事のマナーを身につけてもらうことを目的と して、平成18年3月から、川上小学校をマイはし・マイスプーン持参運動 モデル校として、取り組んでいる。</u> <u>(取組の利点)</u> <u>・献立を見て、はし・スプーンを自分で選択するようになり、食事に 関心をもつことにつながる。</u> <u>・親子で献立を見るようになり、昼も夜もカレーという、「カレーカレ ー現象」がなくなる。</u> <u>・カップのヨーグルト等での紙スプーンが不要になり、ごみ減量に貢 献できる。</u> <p style="text-align: right;">など</p> <u>(宇部市ホームページから)</u></p>	

平成 22 年度ごみ減量等に関する先進事例調査結果について

〔総合評価の凡例〕◎：市町で是非推進すべき事例 ○：市町推進が望ましい事例 △：条件が整えば市町で推進すべき事例

基本方向	具体的内容	基本的取組の具体的な内容	事例	減量効果 (※1)	市町の負担 (※2)	市町の取組 容易性 (※3)	総合 評価	備考	
【基本方向2】 事業系ごみの総合的な 減量化の推進	2-1 事業系ごみ処理システム の再構築	(1) 事業系ごみの処理実態等の 把握	1. 実態調査の実施と公表	有	中	比較的 容易	○		
			2. マニュアルの作成によるごみ減量の取組 情報の提供	有	小	比較的 容易	○	成功・失敗事例情報の紹介 (26% ※H22事業所アンケート)	
			3. 古紙問屋等引き取り先情報の提供	有	小	比較的 容易	○	処理業者・資源回収業者情 報の紹介 (28% ※H22事業所 アンケート)	
		(2) 事業系ごみ適正処理システ ムの検討・整備	1. 家庭ごみと事業系ごみの仕分けの明確化	有	小	比較的 容易	○	排出ごみの検査とそれに基づ く指導が必要	
			2. 資源化促進のため無料で市が収集	有	大	やや 困難	△	事業者責任による処理との 整合性検討が必要	
			3. 公共施設が排出しているごみ収集費用の自 己負担	有	中	比較的 容易	○	直接的なごみ処理費用負担 は増加するが減量の動機づ けとなる	
			4. 分別区分の提示	有	小	比較的 容易	○	排出ごみの検査とそれに基づ く指導が必要	
		(3) 事業系ごみ排出者の届出指 導等	1. 古紙の搬入規制の実施状況	大	中	比較的 容易	◎	市町内の古紙の受入先の確 認と施設での監視・指導体 制の強化が必要	
			2. 多量排出事業所に廃棄物管理責任者の選任 と減量計画書の提出の義務化	有	中	比較的 容易	○	立入検査・指導体制の整備 が必要	
			ア) 減量計画書の提出の義務化 イ) 減量目標のガイドラインの設定 ロ) 立入検査等搬入検査の実施 ハ) 優良事業所への表彰制度 ニ) 廃棄物管理責任者講習会	(上記参照)					
			3. 小規模事業所を含む全事業所を対象に事業 系ごみ排出実態の届出制度を導入	有	中	やや 困難	△	事業所数が多く事務的作業 負担が大きい	
			4. 事業者向けごみ減量体験講座の実施	有	中	やや 困難	△	専門の担当者の配置が望ま しい	
		2-1 事業系ごみ処理システム の再構築	(4) 適正なごみ処理料金体系の 構築	1. 許可業者が収集する事業系ごみへ有料指定 袋制を導入	大	大	やや 困難	△	許可業者間の調整を図る必 要があり、負担は大きい が減量効果は大きい
		2-2 事業系ごみの発生・排出 抑制	(1) 事業所内教育の推進	1. 環境綱領の制定と環境方針の打ち出し	(民間企業が実施)				
				2. 社員への環境教育の実施	(民間企業が実施)				
3. 企業間の情報交換	有			小	比較的容易	○	市町がコーディネートして 企業間の情報交換の場を設 置する		

〔総合評価の凡例〕◎：市町で是非推進すべき事例 ○：市町推進が望ましい事例 △：条件が整えば市町で推進すべき事例

基本方向	具体的内容	基本的取組の具体的な内容	事例	減量効果 (※1)	市町の負担 (※2)	市町の取組容易性 (※3)	総合評価	備考	
【基本方向2】 事業系ごみの総合的な減量化の推進	2-2 事業系ごみの発生・排出抑制 (続き)	(2) ISO14001等環境マネジメントシステムの認証取得促進	1. みえ・環境マネジメントシステム・スタンダード(M-EMS:ミームス)	大	中 (取組支援)	比較的容易	◎		
			2. 学校版ISOの普及	有	中 (取組支援)	比較的容易	○		
	2-3 事業系ごみの再利用の促進	(1) 業種別ガイドラインの作成 (2) 事業系ごみの再資源化推進	(2-1 (3) 事業系ごみ排出者の届出指導等 参照)						
			1. 小規模事業所向け古紙共同回収事業	大	中 (活動支援)	やや困難	△	商工会議所等と連携した事業推進が必要	
			2. 事業系資源の民間受入業者の紹介	大	中	比較的容易	◎	市町窓口やHP等で情報提供	
			3. 集団回収での事業系古紙の受入	大	中	やや困難	△	事業者責任による処理との整合性検討が必要	
			4. 小規模事業所の古紙の行政回収	大	大	やや困難	△	事業者責任による処理との整合性検討が必要	
5. 機密文書のリサイクル事業	大	中	やや困難	△	民間企業が既に事業化しており行政が取り組む必要性は低い				
【基本方向3】 リユース(再使用)の推進	3-1 不用品の再使用の推進	(1) フリーマーケットの開催 (2) 不用品リサイクル情報の提供及び利用促進の仕組みづくり (3) 不用品再使用のための修理、リフォーム等の推進 (4) リサイクルショップ等の活用を進めるための仕組みづくり	1. 大型ごみの収集と連携した不用品の再使用	有	中	比較的容易	○	家具、自転車等の修理、清掃等に人手が必要	
			2. ボランティアスタッフによるリサイクルショップの運営	有	小 (活動支援)	比較的容易	○		
	3-2 リターナブル(リユース)容器の普及促進	(1) 既存のリターナブル容器製品のPR等利用促進 (2) 新たなリターナブル容器システムの構築 (3) リユースカップ・システム等の推進 (4) 移動食器洗浄車などリユース食器システムの整備・活用 (5) エコイベントの推進	1. 食器洗浄車の派遣やリユース食器の活用	有	中 (食器洗浄車の維持)	やや困難	△		
			2. エコイベントマニュアルの作成	大 (大規模イベント)	小	比較的容易	◎	・多様なイベントでの活用が望まれる。 ・環境教育の要素も含まれ取組の拡大が望ましい	

〔総合評価の凡例〕◎：市町では是非推進すべき事例 ○：市町推進が望ましい事例 △：条件が整えば市町で推進すべき事例

基本方向	具体的内容	基本的取組の具体的な内容	事例	減量効果 (※1)	市町の負担 (※2)	市町の取組容易性 (※3)	総合評価	備考
【基本方向4】 容器包装ごみの減量・再資源化	4-2 容器包装の削減・簡素化の推進	(1) 製造・流通・販売等の事業活動における工夫や改善の実施	1. 容器包装ダイエツト宣言	有	小	比較的容易	○	
		(2) 容器包装の削減・簡素化を促す消費活動の実践	2. 市民団体等が事業所の活動を審査するエコショップ認定制度	有	小	比較的容易	○	
【基本方向5】 生ごみの再資源化	5-1 生ごみの堆肥化・飼料化	(1) 家庭の生ごみ堆肥化システムの構築	1. 生ごみの分別による堆肥化	大	大	困難	△	分別収集体制や堆肥化施設の整備とともに、生産された堆肥の需要先確保が必要
			2. 住民団体が主体となった生ごみ堆肥化	大	中 (活動支援)	やや困難	○	住民、NPO等との連携・協働が必要
		(2) 事業者と地域産業との生ごみ堆肥化ネットワークの構築	1. 地域産業と連携した生ごみ堆肥化	大	中 (活動支援)	やや困難	○	地域内循環の輪づくりができれば減量、PR等の効果も大きい
	5-2 生ごみのエネルギー利用	(1) 生ごみバイオガス化に向けた調査の実施 (2) 生ごみバイオガス化発電等の実証試験の実施 (3) 生ごみバイオガス化発電等の導入	1. 生ごみのバイオガス化	大	大	困難	△	環境負荷低減に寄与するが、分別収集体制やメタン発酵施設の整備とともに、発酵残さの処理又は堆肥としての需要先確保が必要
			(4) 廃食用油のBDF化による活用	1. BDF化の取組	有	中	比較的容易	○
		6-1 ローカルデポジット制度の導入	(1) 商店街、中心市街地等における飲料容器デポジット制度の導入 (2) 観光地等における飲料容器デポジット制度の導入	1. ローカルデポジット制度の導入	有	中	やや困難	△
6-2 障がい者や高齢者等のごみゼロ活動への参画促進	(1) 障がい者や高齢者の支援と連携したりサイクル事業の展開 (2) 元気な高齢者等の活力をごみゼロに活かす仕組みづくり	1. 障がい者や高齢者の支援と連携したりサイクル事業の展開	有	中 (活動支援)	比較的容易	○		

〔総合評価の凡例〕 ◎：市町では是非推進すべき事例 ○：市町推進が望ましい事例 △：条件が整えば市町で推進すべき事例

基本方向	具体的内容	基本的取組の具体的な内容	事例	減量効果 (※1)	市町の負担 (※2)	市町の取組容易性 (※3)	総合評価	備考
【基本方向6】 産業・福祉・地域づくりと一体となったごみ減量化の推進 (続き)	6-3 ごみゼロに資する地域活動の活性化促進	(1) 地域通貨の仕組みを活用したリサイクルの推進 (2) コミュニティ単位でのごみゼロ活動の促進	1. 地域通貨の仕組みを活用したリサイクル	大	中 (活動支援)	やや困難	○	住民、NPO等との連携・協働が必要
		(3) 基金による地域住民活動の支援	1. 環境ファンドによる住民活動の支援	有	大 (基金の原資)	やや困難	△	
	6-4 民間活力を活かす拠点回収システムの構築	(1) 店頭回収システムによるリサイクルの促進 (2) NPO・事業者・行政の連携による資源物拠点回収システムの構築	1. 事業者と連携した資源等の回収システム	有	小	比較的容易	○	蛍光管等の場合は市町が店頭に集まった物の回収・保管を行う必要がある
		7-1 ごみ処理の有料化等経済的手法の活用	その他	1. 家庭ごみと事業系ごみの仕分けの明確化	有	小	比較的容易	○
2. 有料指定袋により市が収集	有			中	やや困難	△	有料指定袋の製造・販売ルート確保が必要。また、最近では有料指定袋制による市収集から、事業者責任の明確化から許可業者への委託の考え方に移行しつつある。	
【基本方向7】 公正で効率的なごみ処理システムの構築	7-3 地域密着型資源回収システムの構築	(1) 資源回収ステーションの設置・運営	1. 住民が出しやすい資源回収拠点の整備	大	中	比較的容易	◎	NPOと連携して回収事業を運営することが望ましい
		(2) 地域ニーズに対応した集団回収の促進	1. 役員に負担のかからない集団回収システムの構築	大	中	やや困難	△	資源化量は増加するが、助成対象が増え、行政の財政負担が増加する
	7-4 地域のごみ排出特性を踏まえたごみ行政の推進	(1) ごみ排出特性の把握・活用 (2) 市町ごみマップ活用	1. 地域ごみ排出量マップの作成	有	大	困難	△	情報システムの構築や維持管理に多額の費用を要する

〔総合評価の凡例〕 ◎：市町では是非推進すべき事例 ○：市町推進が望ましい事例 △：条件が整えば市町で推進すべき事例

基本方向	具体的内容	基本的取組の具体的な内容	事例	減量効果 (※1)	市町の負担 (※2)	市町の取組 容易性 (※3)	総合 評価	備考
【基本方向8】 ごみ行政への県民参画 と協働の推進	8-1 住民参画の行動計画づくり	(1) 住民参画による市町ごみ処理基本計画の策定 (2) 住民・事業者・行政の協働組織を核とした活動の展開 (3) 地域でごみ減量化に取り組む住民、NPO等の相互交流の場づくり	1. 住民参画による市町村ごみ処理基本計画	有	中	やや困難	○	減量の担い手である市民に計画づくりへの参画と計画内容を理解してもらうことは重要である。ごみ処理の全体像を市民が十分理解した上で計画づくりへ参画してもらうためには計画策定期間を十分にとる必要がある。
	8-2 レジ袋削減・マイバッグ運動の展開	(1) レジ袋ないない運動の展開	1. 有料化条例の制定	有	中	やや困難	△	これまでの取組の成果によりマイバッグ持参率は向上しており有料化条例制定の必要性はそれほど高くない
			2. 食品ロスの削減	大	中	比較的容易	◎	行政は、住民と事業者（販売店、飲食店）が連携できるようにコーディネート役を発揮する必要がある
8-3 ごみゼロに資するNPO、ボランティア等の活動推進	(1) NPO等の創意工夫を生かす協働事業の推進 (2) ごみ行政におけるNPO等との連携・協働の推進 (3) ごみゼロNPOマップの作成 (4) 自分たちの活動が地域社会で役立っていることを実感させる仕組みづくり	1. NPO等の創意工夫を生かす協働事業の推進	有	小	比較的容易	○	住民、NPO等との連携・協働が必要	
【基本方向9】 ごみゼロ社会を担う ひとづくり・ネットワークづくり	9-1 環境学習・環境教育の充実	(1) 環境学習・環境教育のツール・プログラム等の開発 (2) 20年後のライフスタイル体験プログラムの実施 (3) 「こどもエコクラブ」の活動と「ごみゼロ」推進との連携強化 (4) 家庭における環境学習・教育の推進 (5) 三重県環境学習情報センターの機能の充実と活用	1. 企業と学校等の関係機関が連携して環境学習を推進	有	小	比較的容易	○	幅の広い環境教育に取り組むためには、市町・県内事業者との連携が必要
			2. 学校版ISOの普及（再掲）	有	小	比較的容易	○	教育委員会、環境・廃棄物担当部局との連携が重要
			3. 県内小学校等でのごみに関する活動例	有	小	比較的容易	○	教育委員会、環境・廃棄物担当部局との連携が重要
			4. 食育とリンクしたごみ減量の取組	有	小	比較的容易	○	環境・廃棄物担当部局と関係部局相互の連携が重要

※1 【減量効果の評価】「有」：事例紹介したものは大小に関わらず減量効果があるもの 「大」：明らかに効果があり数値的にも示せるもの。施策の効果が発揮されれば大きな効果が期待できるもの。
 ※2 【市町の負担】人的労力・金銭的支出の面から「大」、「中」、「小」に振り分けた。ただし、これらの表現では何に負担がかかるのかわかりにくい事例については、市町がNPO活動に対する支援等の意味で『活動支援』等の表現を付記した。
 ※3 【市町の取組の容易性】「困難」、「やや困難」、「比較的容易」の3ランクに分けた。